

令和 6 年度版 事業概要

(令和 5 年度 事業実績)

越谷市保健所

目 次

第1章 市の概要	1
1 市勢	1
2 位置と面積	1
3 沿革	1
4 人口と世帯数	1
5 年齢3区分別人口の推移	2
第2章 保健所の概要	3
1 沿革	3
2 組織	5
3 事務分掌	7
4 施設概要	8
5 予算・決算	9
第3章 保健衛生事業	10
1 統計調査・事業報告	10
2 人口動態統計	10
3 医療統計	15
4 衛生関係免許事務	20
5 実習生等の受入れ	21
6 施設見学等	21
7 病院等の許可・届出	21
8 医療安全支援センター	22
9 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律 柔道整復師法 死体解剖保存法	22
第4章 感染症対策	24
1 結核対策	24
2 感染症対策	29
3 エイズ等性感染症相談・検査	29
4 肝炎治療医療費助成申請事務	30

5	風しん抗体検査事業	30
6	ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業	31
第5章	難病・疾病対策及び医療費助成事業	32
1	先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付申請事務	32
2	特定疾患等医療給付申請事務	33
3	小児慢性特定疾病医療費給費事業	41
4	難病患者支援事業	42
5	石綿健康被害救済制度の申請事務	43
6	原爆被害者各種申請事務	43
7	光化学スモッグ健康被害の受理及び相談	44
8	特定不妊治療費助成事業	44
9	早期不妊検査費・不育症検査費助成事業	46
10	早期不妊検査費・不育症検査費助成事業	47
第6章	精神保健	48
1	精神保健福祉相談事業	48
2	精神保健専門相談事業	49
3	ひきこもり相談支援事業	50
4	精神保健福祉法施行事務	51
5	精神保健普及啓発事業	51
6	自殺対策推進事業	52
第7章	生活衛生事業	54
1	理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、 公衆浴場の確認・許可、監視指導	54
2	特定建築物の届出、建築物事業登録・監視・指導等	54
3	建築物事業登録	55
4	遊泳用プール届出、監視・指導	55
5	水道施設数	55
6	住居衛生に関する苦情相談件数	55
7	衛生害虫（蚊）の駆除	55
8	スズメバチの巣の駆除	56
9	水害発生後の床下消毒	56

1 0	化製場又は死亡獣畜取扱場の許可等	5 6
1 1	墓地等の経営許可等	5 7
1 2	国民健康・栄養調査	5 7
1 3	給食施設栄養管理指導	5 8
1 4	食品表示（保健事項）に関する相談・指導	5 9
第 8 章	医薬品等対策事業	6 0
1	薬局等許可・登録、監視指導	6 0
2	毒物劇物営業者等の登録、届出、監視・指導等	6 0
3	薬物乱用防止推進事業	6 1
4	無承認無許可医薬品対策（無承認無許可医薬品試買検査）	6 1
5	家庭用品安全対策（家庭用品試買検査）	6 1
6	温泉利用の許可、監視・指導	6 1
7	献血事業	6 2
第 9 章	動物管理指導事業	6 3
1	狂犬病予防	6 3
2	動物の適正飼養の普及・啓発	6 3
3	動物取扱業の登録、特定動物の飼養保管許可状況	6 4
4	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金の交付	6 5
第 1 0 章	食品衛生事業	6 6
1	食品営業許可	6 6
2	食品関係営業者等への衛生教育	6 8
3	食中毒事件の発生状況	6 9
4	食品に係る苦情・相談件数	6 9
5	食品収去等検査	6 9
6	食品営業施設等の立入検査	7 0
7	越谷総合食品地方卸売市場の監視指導	7 2
第 1 1 章	食肉検査事業	7 3
1	と畜検査業務	7 3
2	認定小規模食鳥処理場の監視指導業務	7 4
3	発表等実績	7 5
第 1 2 章	衛生検査	7 6

1	衛生検査事業	7 6
2	令和5年度検査実施状況	7 7
3	令和5年度精度管理実施状況	8 2
4	調査研究等	8 3
5	所有整備・学会参加等	9 4

第1章 市の概要

1 市勢

越谷市は、東京都心から半径 25km 圏内に位置している。昭和 37 年に東武鉄道と地下鉄日比谷線の相互乗り入れが実現すると、人口の増加に拍車がかかり、首都近郊のベッドタウンとしての性格を色濃く持つようになった。その後、J R 武蔵野線の開通、東武鉄道の高架複々線化、道路網や公共下水道などの都市基盤の整備、公共施設の整備も進み、県南東部地域の中核都市として成長してきた。

近年、我が国の総人口は減少に転じ、地方自治体を取り巻く社会経済情勢も急激に変化してきている。このような状況の中、市民と市が協働しながら住みよいまちづくりを進めるため、地方分権の時代にふさわしい、これからの越谷市のまちづくりの基本となる「越谷市自治基本条例」を制定し、平成 21 年 9 月から施行した。

現在、令和 3 年度からスタートした第 5 次越谷市総合振興計画に基づき、本格的な人口減少社会を見据え、「将来にわたり活力ある地域社会の実現」そして「持続可能なまちづくり」という視点に立って市の将来像である「水と緑と太陽に恵まれた みんなが活躍する安全・安心・共生都市」の実現を目指し、市民参加と協働によるまちづくりを進めている。

2 位置と面積

本市は、東西 8.6km、南北 11.5km、面積 60.24 km²の方形をした輪郭を示し、大宮台地と下総台地の間にはさまれた埼玉東部低地帯の一角を占め、土地は丘陵がなく平坦である。周囲は春日部市、さいたま市岩槻区、川口市、草加市、吉川市、松伏町の 5 市 1 町に隣接している。東縁を大落古利根川に、西縁を綾瀬川に挟まれ、中央を元荒川が貫流している。

3 沿革

◇町村合併

昭和 29 年（1954 年）11 月 3 日、埼玉県南埼玉郡桜井村、新方村、増林村、大袋村、荻島村、出羽村、蒲生村、大相模村、越ヶ谷町、大沢町を廃し、その区域をもって越谷町として成立した。

昭和 30 年（1955 年）11 月 3 日、埼玉県北足立郡草加町大字伊原、上谷及び麦塚の区域を南埼玉郡越谷町に編入する。

◇市制施行

昭和 33 年（1958 年）11 月 3 日、人口 48,318 人、埼玉県下 22 番目、全国 543 番目

◇特例市移行

平成 15 年（2003 年）4 月 1 日

◇中核市移行

平成 27 年（2015 年）4 月 1 日

4 人口と世帯数

（各年 4 月 1 日現在）

	世 帯 数	総 人 口			1 世帯 平均人口	人口密度 (1 km ² あたり)
		男	女	計		
令和 4 年	159,682 世帯	170,943 人	173,731 人	344,674 人	2.15 人	5,721 人
令和 5 年	160,965 世帯	170,273 人	173,371 人	343,644 人	2.13 人	5,704 人
令和 6 年	162,337 世帯	169,550 人	173,131 人	342,681 人	2.11 人	5,688 人

※総人口は外国人住民を含んだ住民基本台帳人口

5 年齢3区分別人口の推移

年次	総人口	0～14 歳 (年少人口)		15～64 歳 (生産年齢人口)		65 歳以上 (老年人口)	
昭和 45	139,368	40,389	29.0	94,049	67.5	4,930	3.5
50	195,917	60,982	31.1	127,538	65.1	7,300	3.7
55	223,241	64,984	29.1	147,804	66.2	10,233	4.6
60	253,479	62,394	24.6	177,440	70.0	13,534	5.3
平成 2	285,259	53,529	18.8	212,014	74.3	17,756	6.2
7	298,253	47,639	16.0	226,087	75.8	23,581	7.9
8	297,822	47,292	15.9	226,500	76.1	24,030	8.1
11	305,566	46,380	15.2	229,683	75.2	29,503	9.7
12	308,047	46,280	15.0	230,087	74.7	31,680	10.3
13	309,743	46,180	14.9	229,133	74.0	34,430	11.1
14	311,737	46,151	14.8	228,475	73.3	37,111	11.9
15	314,667	46,389	14.8	228,190	72.5	40,088	12.7
16	316,466	46,325	14.6	227,457	71.9	42,684	13.5
17	317,033	46,077	14.5	225,381	71.1	45,575	14.4
18	317,483	45,823	14.4	222,881	70.2	48,779	15.4
19	319,164	45,737	14.3	220,876	69.2	52,551	16.5
20	320,802	45,868	14.3	219,003	68.3	55,931	17.4
21	323,886	46,011	14.2	218,184	67.4	59,691	18.4
22	326,881	46,092	14.1	218,191	66.7	62,598	19.2
23	328,749	45,992	14.0	218,563	66.5	64,194	19.5
24	329,712	45,646	13.8	216,898	65.8	67,168	20.4
25	330,428	45,341	13.7	213,820	64.7	71,267	21.6
26	332,745	45,235	13.6	212,868	64.0	74,642	22.4
27	334,693	45,127	13.5	211,827	63.3	77,739	23.2
28	337,181	45,123	13.4	211,659	62.8	80,399	23.8
29	339,677	45,128	13.3	212,251	62.5	82,298	24.2
30	341,095	44,758	13.1	212,168	62.2	84,169	24.7
31	343,383	44,603	13.0	213,472	62.2	85,308	24.8
令和 2	344,682	44,247	12.8	213,914	62.1	86,521	25.1
3	345,487	43,742	12.7	214,349	62.0	87,396	25.3
4	344,674	43,097	12.5	213,718	62.0	87,859	25.5
5	343,644	42,071	12.2	213,853	62.2	87,720	25.5
6	342,681	40,957	12.0	213,731	62.4	87,993	25.7

資料：平成7年までは国勢調査、平成8年からは4月1日現在の総人口。

なお、構成比は年齢3区分別人口の合計から算出（国勢調査の年齢不詳数値は除く）

第2章 保健所の概要

1 沿革

平成27年4月1日に中核市へ移行するとともに、地域保健法に基づき越谷市保健所を設置した。

(1) 越谷市保健所開設に向けてのスケジュール

平成27年4月の保健所開設に向けて、保健所施設の建設、県からの事務移譲、職員の確保等を計画的に進めた。

平成 23 年度

年 度	取 組 事 項 等
平成 23 年 4 月	・保健医療部保健所準備室設置
7 月	・越谷市立保健所設置基本計画策定支援業務委託契約締結
10 月	・越谷市立保健所設置基本計画（案）策定
11 月	・越谷市立保健所設置審議会条例施行 ・審議会委員委嘱・越谷市立保健所設置基本計画（案）について諮問
12 月～ 平成 24 年 1 月	・越谷市立保健所設置基本計画（案）に対する意見公募手続 （パブリックコメント）
2 月	・越谷市立保健所設置審議会からの答申
3 月	・越谷市立保健所設置基本計画策定

平成 24 年度

年 度	取 組 事 項 等
平成 24 年 4 月	・旧看護専門学校土地・建物移管 ・動物管理施設設置場所協議
5 月	・中核市移譲事務分担協議 ・（仮称）越谷市保健所建設工事設計業務委託契約締結
6 月	・旧看護専門学校宿舍等解体工事請負契約締結議案可決
7 月	・旧看護専門学校宿舍等解体工事解体工事説明会 ・県提示移譲事務資料確認、職員・組織体制検討
8 月	・（仮称）越谷市保健所建設工事地質調査業務委託契約締結 ・動物管理施設地元自治会説明 ・専門職採用募集（獣医師、薬剤師）
12 月	・旧看護専門学校宿舍等解体工事変更契約締結議案可決 ・（仮称）越谷市保健所建設工事地質調査完了
平成 25 年 1 月	・（仮称）越谷市保健所建設工事近隣周知
3 月	・（仮称）越谷市保健所建設工事設計、旧看護専門学校宿舍等解体工事完了

平成 25 年度

年 度	取 組 事 項 等
平成 25 年 4 月	・平成 25 年度実務研修職員派遣開始（13 名） ・備品・機器等整備着手 ・条例・規則等整備着手 ・事務処理マニュアル等整備着手 ・旧収集業務センター土地・建物移管
5 月	・動物管理施設耐震診断・設計業務委託契約
6 月	・（仮称）越谷市保健所建設工事請負契約議案提出 ・（仮称）越谷市保健所建設工事監理業務委託契約
7 月	・専門職採用募集

平成 26 年 1 月	・ 総務省ヒアリング、内示 ・ 厚生労働省資料提出
3 月	・ 中核市指定申出議案

平成 26 年度

年 度	取 組 事 項 等
平成 26 年 4 月	・ 平成 26 年度実務研修職員派遣（24 名） ・ 県知事へ中核市指定申出同意申入れ
6 月	・ 県議会申出同意議案 ・ 保健所外構工事 ・ 保健所関連分野の条例等（素案）に対する意見公募手続（パブリックコメント）
7 月	・ 動物管理施設整備工事 ・ 総務大臣へ中核市指定申出 ・ 専門職採用募集
10 月	・ （仮称）越谷市保健所竣工 ・ 備品・機器等搬入・設置開始
11 月	・ 中核市指定
12 月	・ 保健所関連条例議案提出
平成 27 年 1 月	・ 保健所竣工式（1 月 25 日）
平成 27 年 4 月	・ 保健所開設・業務開始（4 月 1 日）

2 組織

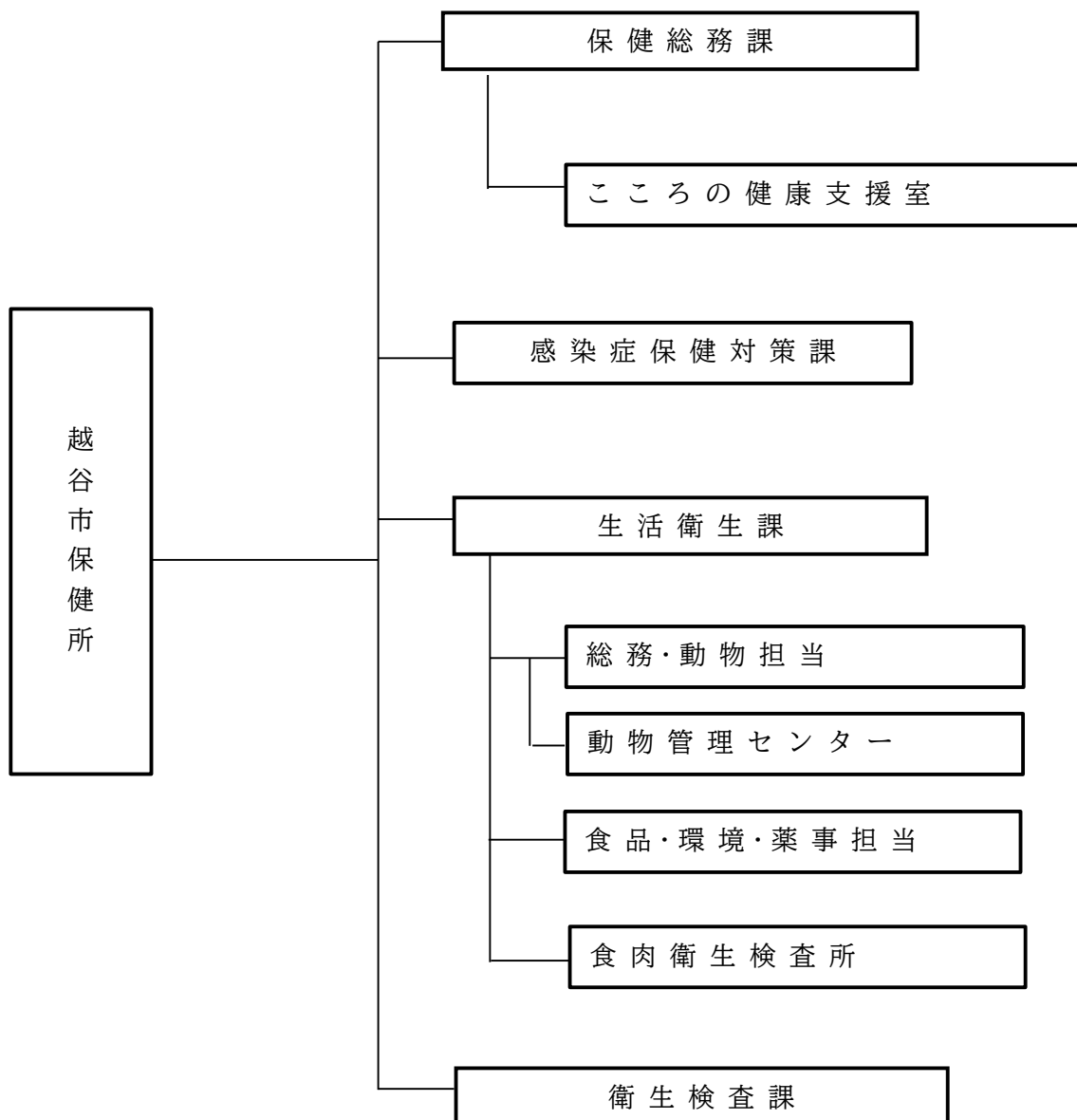
(1) 職員構成

令和 6 年 4 月 1 日現在

課・担当		人数	職種内訳						備考
			医師	事務職等	保健師	獣医師	薬剤師	現業職	
所長		1	1						
副所長		1	1						
保健総務課		9		8	1				課長（事）1 事務の 1 は技師
こころの健康支援室		6		4	2				事務の 3 は精神 保健福祉士、1 は社会福祉士
感染症保健対策課		18 (1)		5	13 (1)				課長（健）1 事務の 1 は技師
生活衛生課	総務・動物	11 (1)		2		6 (1)	1	2	課長（獣）1
	食品・環境・薬事	12 (1)		1		6	5 (1)		事務の 1 は管理 栄養士
食肉衛生検査所		12				12			
衛生検査課		7 (1)				3	4 (1)		課長（薬）1
	合計	77 (4)	2	20	16 (1)	27 (1)	10 (2)	2	

※（ ）内は県からの派遣

(2) 組織図



3 事務分掌

(1) 保健総務課

- ・保健所の総務及び企画調整に関すること。
- ・保健師の現任教育に関すること。
- ・人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。
- ・保健衛生関係従事者の免許申請の受付に関すること。
- ・医療機関等の許可、届出、立入検査等に関すること。
- ・あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく施術所に関すること。
- ・柔道整復師法に基づく施術所に関すること。
- ・死体解剖保存法に基づく許可に関すること。

<こころの健康支援室>

- ・精神保健に関する相談支援に関すること。
- ・精神保健に関する普及啓発に関すること。
- ・自殺対策に関すること。

(2) 感染症保健対策課

- ・感染症に関すること。
- ・感染症診査協議会に関すること。
- ・難病等に係る疾病対策及び医療給付等に関すること
- ・不妊治療に係る医療費助成等に関すること。

(3) 生活衛生課

<総務・動物担当>

- ・墓地等の経営等の許可に関すること。
- ・狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関すること。
- ・動物管理センターに関すること。
- ・化製場等の設置等に関すること。

<食品・環境・薬事担当>

- ・食品衛生に関すること。
- ・特定給食施設の栄養指導等に関すること。
- ・環境衛生営業施設の届出、許可、監視、指導等に関すること。
- ・専用水道、簡易専用水道及び自家用水道に関すること。
- ・ねずみ、衛生害虫等の駆除に関すること。
- ・薬事に関すること。
- ・献血に関すること。

<食肉衛生検査所>

- ・と畜検査に関すること。
- ・食鳥検査に関すること。
- ・と畜場の設置の許可、指導等に関すること。
- ・食鳥処理の事業の許可、指導等に関すること。
- ・と畜場に併設する食肉処理施設の監視指導に関すること。

(4) 衛生検査課

- ・衛生検査に関すること。

(1) 基本設計

延床面積：3,861.06 m²4 階 127.67 m²

屋階	4 階		機械室	
	3 階	【衛生検査課】 食品その他の検体の検査・分析を行うための検査室		
	2 階	結核や感染症の検査・相談のための診察室・採血室 会議室・倉庫等		
	1 階	夜間急患診療所	【保健総務課】【感染症保健対策課】【生活衛生課】 手続・相談窓口、相談室	

屋階 (4 階) … 機械室等

駐 輪 場 : 20 台

5 予算・決算

(1) 令和5年度予算決算及び令和6年度予算の状況

(単位：円)

各事業区分	令和5年度				令和6年度	
	当初予算額	構成率	決算額	構成率	当初予算額	構成率
保健所総計	1,686,936,000	—	1,104,668,284	—	964,472,000	—
保健所事務費	769,544,000	—	666,703,676	—	734,538,000	—
職員人件費	704,100,000	41.74%	607,286,575	54.97%	675,800,000	70.07%
保健総務一般事務経費	32,614,000	1.93%	25,935,042	2.35%	29,108,000	3.02%
感染症保健対策一般事務経費	17,030,000	1.01%	13,619,646	1.23%	7,320,000	0.76%
生活衛生一般事務経費	15,160,000	0.90%	17,262,775	1.56%	21,440,000	2.22%
衛生検査一般事務経費	640,000	0.04%	2,599,638	0.24%	870,000	0.09%
過年度支出	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
保健衛生事業	748,474,000	—	250,906,244	—	45,664,000	—
保健衛生事業	2,040,000	0.12%	1,078,852	0.10%	1,550,000	0.16%
感染症対策事業	741,694,000	43.97%	245,808,987	22.25%	42,014,000	4.36%
疾病対策事業	300,000	0.02%	105,155	0.01%	270,000	0.03%
精神保健支援事業	4,440,000	0.26%	3,913,250	0.35%	1,830,000	0.19%
過年度支出	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
母子保健事業	76,550,000	—	99,868,891	—	84,660,000	—
医療等支援事業	76,550,000	4.54%	99,868,891	9.04%	84,660,000	8.78%
過年度支出	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
生活衛生事業	31,380,000	—	25,210,904	—	36,990,000	—
生活衛生事業	9,870,000	0.58%	6,295,650	0.57%	10,890,000	1.13%
医薬品等対策事業	280,000	0.02%	128,108	0.01%	290,000	0.03%
動物管理指導事業	4,320,000	0.26%	3,717,308	0.34%	5,540,000	0.57%
食品衛生事業	1,720,000	0.10%	682,166	0.06%	3,090,000	0.32%
食肉検査事業	15,190,000	0.90%	14,387,672	1.30%	17,180,000	1.78%
過年度支出	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
衛生検査費	54,320,000	—	46,350,846	—	54,480,000	—
衛生検査事業	54,320,000	3.22%	46,350,846	4.20%	54,480,000	5.65%
過年度支出	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
施設管理費	5,958,000	—	5,203,180	—	7,340,000	—
保健所・保健センター施設管理費	820,000	0.05%	561,330	0.05%	820,000	0.09%
動物管理センター施設管理費	5,138,000	0.30%	4,641,850	0.42%	6,520,000	0.68%
過年度支出	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
その他保健所費	710,000	—	10,424,543	—	800,000	—
その他保健総務費	210,000	0.01%	71,000	0.01%	240,000	0.02%
その他感染症保健対策費	120,000	0.01%	10,074,073	0.91%	140,000	0.01%
その他生活衛生費	150,000	0.01%	93,800	0.01%	190,000	0.02%
その他衛生検査費	230,000	0.01%	185,670	0.02%	230,000	0.02%
過年度支出	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%

第3章 保健衛生事業

1 統計調査・事業報告

令和5年度は、人口動態調査（毎月）、国民生活基礎調査（6月）、社会保障・人口問題基本調査（7月）、地域保健・健康増進事業報告（前年度実績等翌年度報告）、衛生行政報告例（前年度実績等翌年度報告）、医療施設調査〔動態調査（毎月）〕、医療施設調査〔静態調査〕、患者調査、病院報告（毎月）を実施した。

※医師・歯科医師・薬剤師統計（12月）、医療関係従事者届（12月）は、令和4年度に実施したため、次回は令和6年度に実施予定。

※受療行動調査は、市内で対象となった医療機関はなかったため、次回は令和8年度に実施予定。

2 人口動態統計

(1) 人口推移 (単位:人) 資料: 国勢調査 (各年10月1日現在)

区 分	全 国	埼玉県	越谷市
平成12年	126,925,843	6,938,006	308,307
平成17年	127,767,994	7,054,243	315,792
平成22年	128,057,352	7,194,556	326,313
平成27年	127,094,745	7,266,534	337,498
令和2年	126,146,099	7,344,765	341,621

(2) 総覧

年 次	出 生				死 亡				自然増減	
	率	数	男	女	率	数	男	女	率	数
	%	人	人	人	%	人	人	人	%	人
平成30年	7.6	2,618	1,357	1,261	8.4	2,885	1,632	1,253	△0.8	△267
令和元年	7.2	2,485	1,362	1,123	8.5	2,940	1,654	1,286	△1.3	△455
令和2年	7.1	2,381	1,239	1,142	9.0	3,023	1,723	1,300	△1.9	△642
令和3年	7.0	2,385	1,265	1,120	9.5	3,259	1,830	1,429	△2.6	△874
令和4年	6.6	2,247	1,138	1,109	10.5	3,573	1,934	1,639	△3.9	△1,326

年 次	乳児死亡		新生児死亡		死 産				周産期死亡			
	率	数	率	数	率	数	自然	人工	率	数	満22週以後	早 期 新生児
	%	人	%	人	%	人	人	人	%	人	人	人
平成30年	1.9	5	1.1	3	20.9	56	27	29	3.4	9	6	3
令和元年	1.6	4	0.4	1	27.8	71	29	42	2.4	6	5	1
令和2年	1.3	3	-	-	28.2	69	31	38	2.1	5	5	-
令和3年	1.3	3	-	-	16.1	39	18	21	1.7	4	4	-
令和4年	1.8	4	0.4	1	26.4	61	24	37	1.8	4	3	1

年 次	婚 姻		離 婚		合計特殊 出 生 率
	率	数	率	数	
	‰	人	‰	人	
平成30年	4.6	1,593	1.58	544	1.31
令和元年	5.1	1,768	1.68	581	1.26
令和2年	4.4	1,474	1.65	553	1.29
令和3年	4.2	1,435	1.56	532	1.22
令和4年	4.2	1,418	1.47	500	1.16

- ・出生・死亡・婚姻・離婚の率＝（件数／人口）×1,000
- ・乳児死亡率＝（乳児死亡数／出生数）×1,000
- ・新生児死亡率＝（新生児死亡数／出生数）×1,000
- ・自然増加率＝（自然増加数／人口）×1,000
- ・死産率＝（死産数／出産数）×1,000
- ・周産期死亡率＝{(後期死産数＋早期新生児死亡数)／(出生数＋後期死産数)}×1,000
- ・合計特殊出生率＝（母の年齢階級別出生数／年齢階級別女子人口）

資料：埼玉県の人口動態概況

(3) 出生数及び出生率

年 次	全 国		埼玉県		越谷市	
	出生数	率	出生数	率	出生数	率
	人	‰	人	‰	人	‰
平成30年	918,400	7.4	51,241	7.1	2,618	7.6
令和元年	865,239	7.0	48,298	6.7	2,485	7.2
令和2年	840,835	6.8	47,328	6.6	2,381	7.1
令和3年	811,622	6.6	45,424	6.4	2,385	7.0
令和4年	770,759	6.3	43,451	6.1	2,247	6.6

資料：埼玉県の人口動態概況

(4) 体重別出生数

(単位：人)

年 次	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
計	2,618	2,485	2,381	2,385	2,247
1,000g未満	5	8	10	4	9
1,000～1,499g	9	11	9	10	11
1,500～1,999g	33	26	21	33	19
2,000～2,499g	190	166	178	154	190
2,500～2,999g	994	940	864	923	809
3,000～3,499g	1,129	1,051	1,029	1,026	965
3,500～3,999g	246	265	236	214	219
4,000～4,499g	10	17	33	19	25
4,500～4,999g	1	1	1	2	—
5,000g以上	1	—	—	—	—
不 詳	—	—	—	—	—

資料：埼玉県保健統計年報

(5) 死亡数及び死亡率

年 次	全 国		埼玉県		越谷市	
	死亡数	率	死亡数	率	死亡数	率
	人	%	人	%	人	%
平成30年	1,362,470	11.0	67,726	9.4	2,885	8.4
令和元年	1,381,093	11.2	69,537	9.7	2,940	8.5
令和2年	1,372,755	11.1	70,758	9.9	3,023	9.0
令和3年	1,439,856	11.7	75,164	10.5	3,259	9.5
令和4年	1,569,050	12.9	82,221	11.5	3,573	10.5

資料：埼玉県の人口動態概況

(6) 死因順位第5位までの死亡数及び死亡総数に占める割合

年 次	区分	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
令和元年	全 国	悪性新生物	心 疾 患	老 衰	脳血管疾患	肺 炎
		376,425人	207,714人	121,863人	106,552人	95,518人
		27.3%	15.0%	8.8%	7.7%	6.9%
	埼玉県	悪性新生物	心 疾 患	肺 炎	脳血管疾患	老 衰
		19,791人	11,117人	5,677人	4,966人	4,884人
		28.5%	16.0%	8.2%	7.1%	7.0%
	越谷市	悪性新生物	心 疾 患	肺 炎	脳血管疾患	老 衰
		850人	484人	242人	211人	181人
		28.9%	16.5%	8.2%	7.2%	6.2%
令和2年	全 国	悪性新生物	心 疾 患	老 衰	脳血管疾患	肺 炎
		378,385人	205,596人	132,440人	102,978人	78,450人
		27.6%	15.0%	9.6%	7.5%	5.7%
	埼玉県	悪性新生物	心 疾 患	老 衰	脳血管疾患	肺 炎
		20,463人	10,857人	5,842人	4,929人	4,607人
		28.9%	15.3%	8.3%	7.0%	6.5%
	越谷市	悪性新生物	心 疾 患	肺 炎	老 衰	脳血管疾患
		907人	502人	199人	189人	175人
		30.0%	16.6%	6.6%	6.3%	5.8%
令和3年	全 国	悪性新生物	心 疾 患	老 衰	脳血管疾患	肺 炎
		381,505人	214,710人	152,027人	104,595人	73,194人
		26.5%	14.9%	10.6%	7.3%	5.1%
	埼玉県	悪性新生物	心 疾 患	老 衰	脳血管疾患	肺 炎
		20,576人	11,510人	6,896人	5,188人	4,778人
		27.4%	15.3%	9.2%	6.9%	6.4%
	越谷市	悪性新生物	心 疾 患	老 衰	脳血管疾患	肺 炎
		948人	522人	259人	211人	199人
		29.1%	16.0%	7.9%	6.5%	6.1%
令和4年	全 国	悪性新生物	心 疾 患	老 衰	脳血管疾患	肺 炎
		385,797人	232,964人	179,529人	107,481人	74,013人
		24.6%	14.8%	11.4%	6.9%	4.7%
	埼玉県	悪性新生物	心 疾 患	老 衰	脳血管疾患	肺 炎
		20,635人	12,525人	8,444人	5,199人	4,640人
		25.1%	15.2%	10.3%	6.3%	5.6%
	越谷市	悪性新生物	心 疾 患	老 衰	脳血管疾患	肺 炎
		976人	595人	364人	224人	179人
		27.3%	16.7%	10.2%	6.3%	5.0%

資料：全国、埼玉県：埼玉県の人口動態概況
越谷市：埼玉県保健統計年報

(7) 乳児死亡数

年次	区分	総数	新生児死亡					4週 ～ 2か月未満	2 か月	3 か月	4 か月	5 か月	6 か月	7 か月	8 か月	9 か月	10 か月	11 か月
			計	1 週 未満	1 週 ～ 2 週 未満	2 週 ～ 3 週 未満	3 週 ～ 4 週 未満											
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平成30年	全 国	1,748	801	614	63	62	62	198	161	102	112	79	75	62	48	42	36	32
	埼玉県	89	41	27	3	5	6	9	8	5	8	6	3	3	1	3	2	-
	越谷市	5	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和元年	全 国	1,654	755	578	80	61	36	184	122	107	98	75	64	67	58	49	40	35
	埼玉県	88	36	27	4	3	2	4	8	8	4	9	6	3	4	1	3	2
	越谷市	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和2年	全 国	1,512	704	552	55	55	42	155	105	85	97	67	73	57	61	38	37	33
	埼玉県	75	32	26	3	-	3	10	2	5	3	5	4	4	3	3	2	2
	越谷市	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和3年	全 国	1,399	658	506	67	49	36	145	112	94	69	67	78	47	48	17	35	29
	埼玉県	62	21	16	2	2	1	9	5	8	6	2	3	2	3	1	-	2
	越谷市	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和4年	全 国	1,356	609	466	58	37	48	151	114	89	79	62	69	51	42	34	29	27
	埼玉県	67	27	22	2	2	1	6	10	2	6	4	3	-	2	4	2	1
	越谷市	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※越谷市の詳細データは不明のため、計のみを掲載している。

資料：埼玉県の人口動態概況、厚生労働省「人口動態調査」

(8) 合計特殊出生率

年次	全 国	埼玉県	越谷市
平成30年	1.42	1.34	1.31
令和元年	1.36	1.27	1.26
令和2年	1.33	1.27	1.29
令和3年	1.30	1.22	1.22
令和4年	1.26	1.17	1.16

資料：埼玉県の人口動態概況

3 医療統計

(1) 医療従事者数

【医師】

① 全体

(単位：人)

	全 国		埼玉県		越谷市	
	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万
平成26年	311,205	244.9	11,503	158.9	698	209.3
平成28年	319,480	251.7	12,172	167.0	745	219.1
平成30年	327,210	258.8	12,928	176.4	797	231.7
令和2年	339,623	269.2	13,604	185.2	855	250.3
令和4年	343,275	274.7	13,661	186.2	917	268.9

② うち病院・診療所の従事者

(単位：人)

	全 国		埼玉県		越谷市	
	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万
平成26年	296,845	233.6	11,058	152.8	686	205.8
平成28年	304,759	240.1	11,667	160.1	727	213.8
平成30年	311,963	246.7	12,443	169.8	779	226.5
令和2年	323,700	256.6	13,057	177.8	837	245.0
令和4年	327,444	262.1	13,224	180.2	901	264.2

【歯科医師】

① 全体

(単位：人)

	全 国		埼玉県		越谷市	
	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万
平成26年	103,972	81.8	5,177	71.5	216	64.8
平成28年	104,533	82.4	5,293	72.6	241	70.9
平成30年	104,908	83.0	5,358	73.1	268	77.9
令和2年	107,443	85.2	5,575	75.9	263	77.0
令和4年	105,267	84.2	5,410	73.7	289	84.8

② うち病院・診療所の従事者

(単位：人)

	全 国		埼玉県		越谷市	
	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万
平成26年	100,965	79.4	5,095	70.4	213	63.9
平成28年	101,551	80.0	5,202	71.4	235	69.1
平成30年	101,777	80.5	5,271	71.9	264	76.7
令和2年	104,118	82.5	5,468	74.4	257	75.2
令和4年	101,919	81.6	5,290	72.1	280	82.1

【薬剤師】

① 全体

(単位：人)

	全 国		埼玉県		越谷市	
	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万
平成28年	301,323	237.4	15,100	207.2	713	209.7
平成30年	311,289	246.2	15,793	215.5	810	235.5
令和2年	321,982	255.2	16,370	222.9	859	251.4
令和4年	323,690	259.1	16,729	228.0	894	262.2

② うち薬局、病院、診療所の従事者

(単位：人)

	全 国		埼玉県		越谷市	
	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万
平成28年	230,186	181.3	12,337	165.8	651	186.8
平成30年	240,371	190.1	12,868	175.6	715	207.8
令和2年	250,585	198.6	13,587	185.0	766	224.2
令和4年	253,198	202.7	13,963	190.3	797	233.7

【保健師】

(単位：人)

	全 国		埼玉県		越谷市	
	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万
平成28年	51,280	40.4	2,067	28.4	76	22.4
平成30年	52,955	41.9	2,219	30.3	69	20.1
令和2年	55,595	44.1	2,258	30.7	71	20.8
令和4年	60,299	48.3	2,311	31.5	83	24.1

【助産師】

(単位：人)

	全 国		埼玉県		越谷市	
	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万
平成28年	35,774	28.2	1,573	21.6	105	30.9
平成30年	36,911	29.2	1,692	23.1	104	30.3
令和2年	37,940	30.1	1,767	24.1	107	31.3
令和4年	38,063	30.5	1,615	22.0	114	33.1

【看護師】

(単位：人)

	全 国		埼玉県		越谷市	
	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万
平成26年	1,086,779	855.2	41,184	568.9	2,125	637.3
平成28年	1,149,397	905.5	46,416	636.8	2,345	689.6
平成30年	1,218,606	963.8	50,844	693.6	2,477	723.4
令和2年	1,280,911	1015.4	54,124	736.9	2,637	771.9
令和4年	1,311,687	1049.8	54,603	744.2	2,862	831.3

【准看護師】

(単位：人)

	全 国		埼玉県		越谷市	
	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万
平成26年	340,153	267.7	14,232	196.6	461	138.3
平成28年	323,111	254.6	14,435	198.0	477	140.3
平成30年	304,479	240.8	13,967	190.5	441	128.7
令和2年	284,589	225.6	13,134	178.8	412	120.6
令和4年	254,329	203.5	11,003	145.0	349	101.4

※医療従事者数（各年12月31日現在）

人口対10万の人口（各年10月1日現在）

資料：厚生労働省「医師、歯科医師、薬剤師統計」（隔年調査）、
厚生労働省「衛生行政報告例」、埼玉県保健統計年報

(2) 医療施設数

【病院】

	全 国		埼玉県		越谷市	
	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万
令和元年	8,300	6.6	342	4.7	15	4.4
令和2年	8,238	6.5	342	4.7	15	4.4
令和3年	8,205	6.5	343	4.7	15	4.3
令和4年	8,156	6.5	342	4.7	15	4.4
令和5年	8,122	6.5	342	4.7	15	4.4

【一般診療所】

	全 国		埼玉県		越谷市	
	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万
令和元年	102,616	81.3	4,378	59.6	189	54.9
令和2年	102,612	81.3	4,383	59.7	184	53.9
令和3年	104,292	83.1	4,470	60.9	191	55.3
令和4年	105,182	84.2	4,495	61.3	198	57.5
令和5年	104,894	84.4	4,530	61.8	200	58.8

【歯科診療所】

	全 国		埼玉県		越谷市	
	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万
令和元年	68,500	54.3	3,558	48.4	172	50.0
令和2年	67,874	53.8	3,542	48.2	169	49.5
令和3年	67,889	54.1	3,550	48.4	173	50.1
令和4年	67,755	54.2	3,542	48.3	173	50.2
令和5年	66,818	53.7	3,510	47.9	171	50.3

【救急告示病院】

	全 国	埼玉県	越谷市
	実 数	実 数	実 数
令和元年	3,882	178	5
令和2年	3,882	178	5
令和3年	3,871	180	5
令和4年	3,855	179	5
令和5年	3,886	181	5

※各年 10 月 1 日現在

資料：厚生労働省「医療施設調査」

(3) 病床数

【病院】

	全 国		埼玉県		越谷市	
	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万
令和元年	1,529,215	1,212.1	62,753	853.8	3,108	900.9
令和2年	1,507,526	1,195.1	62,934	856.9	3,108	909.8
令和3年	1,500,057	1,195.2	62,857	856.4	3,108	899.6
令和4年	1,492,957	1,194.9	62,890	857.2	3,113	904.2
令和5年	1,481,183	1,191.1	62,947	858.6	3,111	915.0

【一般診療所】

	全 国		埼玉県		越谷市	
	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万	実 数	人 口 対10万
令和元年	90,825	72.0	2,576	35.0	164	47.5
令和2年	86,046	68.2	2,559	34.8	167	48.9
令和3年	83,668	66.7	2,540	34.6	167	48.3
令和4年	80,436	64.4	2,418	33.0	171	49.7
令和5年	75,780	60.9	2,351	32.1	169	49.7

※各年10月1日現在

資料：厚生労働省「医療施設調査」

4 衛生関係免許事務

市内に住んでいる（一部の免許については、市内で業務に従事している）方を対象に、厚生労働大臣免許、埼玉県知事免許及び他都道府県准看護師免許の新規登録（他都道府県准看護師免許を除く）、書換え、再交付などの申請を受け付け、県に送付している。

衛生関係免許受付件数（厚生労働大臣免許、埼玉県知事免許・他都道府県准看護師免許）

（令和5年度）

免許種別	申請内容	登録	訂正・書換	再交付	抹消（削除）	計
知事免許	調理師	89	6	7	0	102
	製菓衛生師	6	0	0	0	6
	クリーニング師	2	0	0	0	2
	准看護師	11	7	2	0	20
	栄養士	21	18	0	0	39
	登録販売者	34	2	0	0	36
	受胎調節指導員	2	0	0	0	2
	小計	165	33	9	0	207
他県	准看護師	0	2	0	0	2
	小計	0	2	0	0	2
厚生労働大臣免許	医師	17	11	2	1	31
	歯科医師	3	1	0	0	4
	薬剤師	32	21	0	0	53
	管理栄養士	7	17	0	0	24
	保健師	9	18	1	0	28
	助産師	6	3	0	0	9
	看護師	143	91	4	0	238
	診療放射線技師	3	4	0	0	7
	臨床検査技師	18	8	0	0	26
	衛生検査技師	0	2	0	0	2
	理学療法士	41	21	1	0	63
	作業療法士	16	6	0	0	22
	視能訓練士	7	0	0	0	7
	小計	302	203	8	1	514
合計		467	238	17	1	723

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
知事免許	登録	189	199	203	165
	訂正・書換	50	41	57	33
	再交付	18	20	18	9
	抹消（削除）	0	0	0	0
	小計	257	260	278	207
他県准看護師	登録	0	0	0	0
	訂正・書換	4	4	2	2
	再交付	2	2	0	0
	抹消（削除）	0	0	0	0
	小計	6	6	2	2
厚生労働大臣免許	登録	355	386	402	302
	訂正・書換	161	176	194	203
	再交付	9	15	14	8
	抹消（削除）	0	2	0	1
	小計	525	579	610	514
合計		788	845	890	723

5 実習生等の受入れ

地域保健における人材育成の一環として、実習生や臨床研修医の受入れを行っている。

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数
実習生	保健師学生	-	-	12人	1日	12人	13日	13人	21日
	医学生	-	-	-	-	-	-	3人	4日
臨床研修医	歯科医師	-	-	-	-	3人	1日	3人	1日
	医師	-	-	-	-	-	-	-	-

※新型コロナウイルス感染症対応に伴い、令和2年度は中止し、令和3年度は合同オリエンテーションのみ実施した。

6 施設見学等

令和5年度は、下記のとおり保健所の施設見学等を実施した。

1	8/30	埼玉県議会議員、所沢市議会議員	行政調査及び施設見学
2	2/14	埼玉県議会議員、所沢市議会議員	行政調査及び施設見学

7 病院等の許可・届出

病院等の許可申請数（令和5年度）

	申 請					申請 計
	開設許可	使用許可	変更許可	2ヶ所管理許可	その他	
病 院	2	17	31	0	0	50
診 療 所	12	3	26	3	0	44
歯 科 診 療 所	2	0	10	0	0	12
助 産 所	0	0	0	0	0	0
合 計	16	20	67	3	0	106

病院等の届出件数（令和５年度）

	届 出								届出計
	開設届	一部変更届	管理者変更	廃止届	休止届	再開届	エックス線届出	その他	
病 院	1	14	0	1	0	0	22	3	41
診 療 所	22	72	9	14	2	1	38	0	158
歯 科 診 療 所	12	19	1	12	1	0	46	0	91
助 産 所	0	3	0	1	0	0	0	0	4
歯 科 技 工 所	0	8	0	2	0	0	0	0	10
合 計	35	116	10	30	3	1	106	3	304

病院等への立入検査件数（令和５年度）

	実施件数
病 院	15
有床診療所	5
無床診療所	0
合 計	20

8 医療安全支援センター

医療に関する患者・住民の苦情・心配や相談に対応するとともに、医療機関、患者・住民に対して、医療安全に関する助言及び情報提供等を行っている。（令和５年度 相談件数 197件）

9 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律

柔道整復師法

死体解剖保存法

（平成12年4月1日県より移譲）

（平成27年4月1日より地域医療課から保健総務課へ事務移管）

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律に基づく施術所（単位：件数）

年 度	開設届	変更届	廃止届	休止届	再開届	出張開始届	出張廃止届	出張休止届	出張再開届	計
令和元年度	13	52	5	0	0	12	6	0	0	88
令和２年度	15	41	11	1	1	11	1	0	0	81
令和３年度	9	40	4	2	1	5	0	0	0	61
令和４年度	11	44	9	0	1	4	4	0	0	73
令和５年度	9	43	12	0	0	6	2	0	0	72

柔道整復師法に基づく施術所（単位：件数）

年 度	開設届	変更届	廃止届	休止届	再開届	計
令和元年度	7	64	13	0	0	84
令和２年度	6	52	7	0	0	65
令和３年度	8	33	5	0	0	46
令和４年度	10	42	9	0	0	61
令和５年度	16	42	8	0	0	66

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復の施術所実数 （令和５年度） （単位：件数）

あん摩マッサージ指圧及び、はり、きゅうを行う		柔道整復の施術所	計
施術所	出張		
224	157	156	537

死体解剖保存法に基づく死体保存の許可

年度	許可	計
令和元年度	0	0
令和２年度	0	0
令和３年度	0	0
令和４年度	0	0
令和５年度	0	0

第4章 感染症対策

1 結核対策

目 的 患者に適正な医療を提供し、費用負担の軽減を図るよう事業を実施する。
また、市民への結核に対する正しい知識の普及啓発を行い、患者家族等に対しては健康診断を行う等、結核のまん延防止を図る。

事業根拠 感染症法

補助金等 感染症予防事業費等負担金、結核医療費国庫負担（補助）金

(1) 登録患者数

目 的 保健所長は、結核登録票を備え、これに、その管轄する区域内に居住する結核患者及び厚生労働省令で定める結核回復者に関する事項を記録しなければならない。登録票に基づく患者管理を行うことにより結核のまん延防止を図る。

対 象 結核患者、結核回復者

内 容 結核登録票に記録すべき事項

(ア)登録年月日及び登録番号

(イ)住所、氏名、生年月日、性別、職業、保護者の氏名及び住所

(ウ)届け出た医師の住所及び氏名

(エ)結核患者については、その病名、病状及び現に医療を受けていることの有無

(オ)結核患者又は結核回復者に対して保健所がとった措置の概要

(カ)生活環境その他結核患者又は結核回復者の指導上必要と認める事項

事業根拠 感染症法第12条、第53条の12

① 結核新登録患者数

(単位:人)

	総 数	活 動 性 結 核					潜在性 結核
		肺 結 核 活 動 性				肺外結 核活動 性	
		小 計	喀痰塗抹 陽性	その他の 結核菌陽 性	菌陰 性・ その他		
令和元年	37	29	14	14	1	8	38
令和 2 年	25	22	8	13	1	3	17
令和 3 年	27	21	10	9	2	6	11
令和 4 年	20	17	9	7	1	3	11
令和 5 年	23	16	8	7	1	7	10

② 年末時患者登録数・受療状況

(単位:人 令和5年)

	総数	活動性結核						不活動性 肺結核	活動性 不明	潜在性 結核
		活動性 (計)	肺結核活動性				肺外結 核活動 性			
			小 計	喀痰塗 抹陽性	その他 の結核 菌陽性	菌陰性 その他				
総数	61	17	12	4	7	1	5	15	29	21
入院中	5	5	5	2	2	1	0	0	0	0
外来治療中	14	10	5	2	3	0	5	0	4	6
治療なし	38	0	0	0	0	0	0	15	23	15
不明	4	2	2	0	2	0	0	0	2	0

※他疾患入院中は外来治療中に含める

◎令和5年度の結核相談等件数は延べ331件

(2) 結核患者の管理検診

目 的	結核登録者のうち治療修了者の再発の早期発見及び治療放置患者あるいは病状不明者の病状把握や悪化の発見等による結核のまん延防止。
対 象	結核登録者のうち治療を修了した者及び治療放置患者あるいは病状不明者
内 容	エックス線検査等
実施方法	医療機関委託、患者本人への実施調査
事業根拠	感染症法第 53 条の 13

実 績 (単位：件)

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
医療機関委託による実施件数	53	45	36	23	44
患者本人への実施調査件数	131	130	91	80	53
合計	184	175	127	103	97

(3) 接触者の健康診断

目 的	結核患者の家族及び同居者並びに患者の接触者に対し、健康診断を実施し早期発見・早期治療につなげる。
対 象	結核患者の家族及び同居者並びに患者の接触者
内 容	QFT 検査、T-SPT 検査、ツベルクリン検査、胸部エックス線検査
実施方法	医療機関委託、保健所実施
事業根拠	感染症法第 17 条

実 績 (単位：件)

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
医療機関委託による実施件数	52	30	17	21	29
保健所実施件数	308	95	43	73	123
集団健診検査件数	153	13	40	0	37
合計	513	138	100	94	189

(4) 感染症診査協議会及び結核医療費公費負担件数

目 的	越谷市長の諮問に応じ、必要な事項を審議する。
内 容	①感染症法第 18 条第 1 項による通知及び第 6 項による報告：就業制限 ②感染症法第 19 条第 1 項及び第 3 項※による入院：入院勧告 ③感染症法第 20 条第 1 項※による勧告及び第 4 項※による入院期間の延長：入院勧告入院延長 ④感染症法第 37 条の 2 第 1 項による申請：公費負担 ※第 26 条において準用する場合を含む。
実施方法	原則毎月第 2、4 水曜日
事業根拠	感染症法第 24 条

実 績

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
開催回数 (回)	23	24	24	24	23
37条 診査件数 (件)	43	741※	30	34	22
37条の2 診査件数 (件)	99	60	54	45	50

※令和 2 年度の 37 条 診査件数は、新型コロナウイルス感染症を含む。

(5) DOTS（直接服薬確認療法）事業

感染症法第 53 条の 14 に基づき、患者本人や患者を取り巻く状況を踏まえ、医療機関等関係者との連携により、包括的な服薬支援体制を整備し、治療中断のリスクをなくし、患者の治療完了率の向上を図る。

実 績

(単位：件)

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象者	75	37	35	30	28
実施者数	75	37	22	30	28
実施率(%)	100	100	62.3	100	100

(6) 越谷市薬局DOTS事業（平成 29 年 10 月 26 日から開始）

上記DOTS事業において、患者背景にあわせ薬局でのDOTSが適当と保健所長が認めた者に対して、越谷市にある結核指定医療機関である薬局と協定を結び、服薬支援に対して連携を図り、治療中断のリスクをなくし、患者の治療完了率の向上を図る。

実 績

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施件数（延）	18	8	0	0	13
協定薬局数（か所）	11	10	10	9	8

(7) 結核定期健康診断の実施報告

目 的 感染症法第 53 条の 2 により事業者、学校の長、矯正施設その他の施設の長及び市町村長は結核にかかる定期の結核健康診断を行い、感染症法第 53 条の 7 により保健所長及び市長を経由して都道府県知事に報告することとされている。定期的に健康診断を実施することにより、結核の早期発見・早期治療につなげる。

対 象

実施義務者	対象	定期及び回数
1 事業者 (労働安全衛生法第2条第3号)	(1) 学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。)において業務に従事する者 (2) 病院、診療所、助産所、介護老人保健施設において業務に従事する者 (3) 社会福祉施設(★の施設のみ)において業務に従事する者	毎年度
2 学校の長	(1) 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(就業年数が1年未満のものを除く。)の学生又は生徒	入学した年度
3 施設の長	(1) 監獄に収容されている者	20歳に達する日の属する年度以降において毎年度
	(2) 生活保護法に規定されている施設に収容されている者 ★ 救護施設 更正施設 (3) 老人福祉法に規定されている施設に収容されている者 ★ 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム (4) 障害者総合支援法に規定されている施設に収容されている者 ★ 障害者支援施設 (5) 売春防止法に規定されている施設に収容されている者 ★ 婦人保護施設	65歳に達する日に属する年度以降において毎年度
4 市町村長	(1) 1～3の対象者以外の者(市町村長が定期の健康診断の必要がないと認める者を除く)	65歳の達する日の属する年度以降において毎年度
	(2) 市町村がその管轄する区域内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者	市町村が定める定期

内 容 喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査
事業根拠 感染症法第 53 条の 2、第 53 条の 7

定期健康診断の報告数

(単位：人 令和5年度)

	事業者	学校長	施設の長	市
健康診断対象者数	14,846	5,734	1,113	87,720
受診者数	13,763	5,681	970	24,821
間接撮影者数	3,637	1,142	229	0
直接撮影者数	10,126	4,539	741	24,821
喀痰検査者数	1	0	0	0
精密検査受診者数	56	4	0	2
結核患者	0	0	0	0
結核発病のおそれがあると診断された者	1	0	0	0

(8) 越谷市私立学校等結核予防事業費補助金交付事業

目 的	定期健康診断実施者の費用負担の軽減を図り、定期の結核健康診断の実施を促進することにより結核患者の早期発見とまん延防止を図る。
内 容	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条第1項の規定により、同法第53条の三の規定に基づく定期の健康診断に要する費用を補助する
対 象	越谷市私立学校等結核予防費補助金交付要綱に基づく私立学校又は施設の設置者
事業根拠	感染症法第60条第1項、越谷市私立学校等結核予防費補助金交付要綱
補助金等	なし

実 績

(単位：件)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助金交付数	10	11	15	14	15

(9) 療育給付

目 的	結核にかかっている児童に対し、医療並びに学習及び療養生活に必要な物品の支給を行い、療養に併せて学習の援助を行う。
対 象	結核にかかっており、医師が指定医療機関での長期間の入院を要するとした18歳未満の児童
内 容	指定療育機関で行う結核の治療のうち、次の者が対象。 ① 診察 ② 薬剤又は治療材料の支給 ③ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 ④ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（食事療養費の一部も負担。） ⑤ 移送 ⑥ 学習に必要な物品の支給（学習用品） ⑦ 療養生活に必要な物品の支給（日用品）

事業根拠 児童福祉法第21条

補助金等 母子保健衛生費国庫負担金、結核児童日用品等負担金

実 績

(単位：件)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療育給付件数	0	0	0	0	0

2 感染症対策

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）に基づき、各種事業等を行い、感染症の予防と拡大防止を図るとともに、患者に対する適切な医療の提供を図ることにより、市民の健康保持を図る。

感染症発生届受理

目 的 感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療関係者への的確な提供・公開
内 容 感染症法に基づく医師、獣医師からの感染症患者等の発生届けの受理
事業根拠 感染症法第12条～16条
補助金等 感染症予防事業費等負担金、感染症患者入院医療費負担金

●発生届受理数 958件

主な感染症発生状況

(単位:件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
腸管出血性大腸菌感染症	9	5	10	13	19
赤痢	0	1	0	0	1
レジオネラ	11	3	4	3	9
マラリア	0	0	0	0	0
デング熱	6	0	0	0	2
風しん	3	0	0	0	0
新型コロナウイルス感染症	7	1,560	21,252	67,214	863

※新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置付け変更に伴い、令和5年5月7日分まで集計

3 エイズ等性感染症相談・検査

目 的 後天性免疫不全症候群（以下「エイズ」）及びその他の性感染症（以下「STD」）等に関する適切な知識の普及啓発を図り、かつヒト免疫不全ウイルス（以下「HIV」）感染及びその他のSTD等に関する健康相談や検査を実施することで、HIV及びSTD等の感染予防並びに患者及び感染者の早期発見に努め、健康保持を図る。
対 象 HIV及びその他のSTD等に関する健康相談や検査を希望する者
内 容 HIV及びその他のSTD等に関する健康相談とHIV、梅毒、B型肝炎、C型肝炎の検査
実施方法 ①エイズ等性感染症検査 平成27年7月から月2回実施（第1・3水曜日）
予約制、匿名、感染の心配があり検査を希望する場合は、無料。
②健康相談（電話、面接）随時実施
事業根拠 「特定感染症検査等事業実施要綱」
補助金等 感染症予防事業費等負担金、エイズ対策促進事業費

エイズ等性感染症検査

(単位:件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
HIV抗体検査	256	50	52	108	249
梅毒検査	255	50	50	111	250
B型肝炎抗原検査	100	49	48	90	105
C型肝炎抗体検査	100	48	48	91	104

※ 令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染防止のため即日検査を中止し、通常検査の申込み人数を縮小して実施した

(ア) エイズ等性感染症健康相談（電話、面接）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	942	197	147	280	569

4 肝炎治療医療費助成申請事務

- 目 的 肝炎治療に係る経済的な負担を軽減することにより、肝炎患者が適切な肝炎医療を受けることができるようにする。
- 対 象 C型肝炎ウイルスの根絶を目的として行うインターフェロン治療とインターフェロンフリー治療及びB型ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療とインターフェロン治療に係る医療費の助成
- 内 容 「埼玉県肝炎治療特別促進事業実施要綱」に基づく埼玉県への進達・交付事務
- 事業根拠 肝炎対策基本法及び「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（厚生労働省告示）
- 補助金等 肝炎治療特別促進事業（肝炎治療医療費助成）に関する事務委託

実 績 (単位：件)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
治療受給者証交付件数	210	216	194	189	192

5 風しん抗体検査事業

- 目 的 市民に先天性風しん症候群の予防と風しんの感染拡大防止を促す。
- 対 象 ① 妊娠を希望する16歳以上50歳未満の女性
② ①の配偶者（事実婚を含む）又は風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者
ただし、過去に風しん抗体検査（妊婦健診等を含む）を受けたことがある者、明らかに風しんの予防接種歴がある者若しくは検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある者、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性は除く。
- 内 容 HI法を原則とする風しん抗体検査（血液検査）
- 事業根拠 「特定感染症検査等事業実施要綱」
- 補助金等 特定感染症検査等事業費

実 績 (単位：件)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診件数	270	194	196	173	190

6 ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業

- 目 的 肝炎ウイルス検査で陽性と判定された市民が早期に受診するとともに、早期治療につなげる。
- 対 象 越谷市に住民票を有し、次のいずれかに該当する者のうち、フォローアップ事業への参加に同意した者
- ① 1年以内に市が実施する肝炎ウイルス検査又は市が行う健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診及び県又は県内市町村が実施する肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
 - ② 県が実施する検査費用助成事業の請求により把握した、肝炎ウイルスに起因する慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者
 - ③ 4年以内に市が実施する妊婦検診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
 - ④ 2年以内に手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
- 内 容 ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業に係る申請書、領収書等の経由事務
- 事業根拠 「埼玉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業実施要綱」
- 補助金等 特定感染症検査等事業費、埼玉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業事務委託

実 績

(単位：件)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
陽性者フォローアップ事業実施件数	49	51	48	48	45
検査費用助成事業相談・受理件数	30	36	29	20	21

第5章 難病・疾病対策及び医療費助成事業

1 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付申請事務

目 的 先天性血液凝固因子欠乏症等により保険医療機関で保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等を、県が公費負担することにより、疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、医療費の負担軽減を図る。

対象疾患

- ① 第Ⅰ因子(フィブリノゲン)欠乏症
- ② 第Ⅱ因子(プロトロンビン)欠乏症
- ③ 第Ⅴ因子(不安定因子)欠乏症
- ④ 第Ⅶ因子(安定因子)欠乏症
- ⑤ 第Ⅷ因子欠乏症(血友病A)
- ⑥ 第Ⅸ因子欠乏症(血友病B)
- ⑦ 第Ⅹ因子(スチュアートプラウアー)欠乏症
- ⑧ 第ⅩⅠ因子(PTA)欠乏症
- ⑨ 第ⅩⅡ因子(ヘイグマン因子)欠乏症
- ⑩ 第ⅩⅢ因子(フィブリン安定化因子)欠乏症
- ⑪ von Willebrand(フォン・ヴィルブランド)病

次の項目をすべて満たす者が対象

指定の疾患にかかっている20歳以上の者

埼玉県内に住所がある者(越谷市在住者)

国民健康保険等、何らかの医療保険に加入している者

内 容 「埼玉県特定疾患等医療給付事業実施要綱」に基づく埼玉県への進達・交付事務
事業根拠 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の別紙「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱」
補助金等 特定疾患・血液凝固因子欠乏症等に関する事務委託

実 績

(単位：件)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付件数	9	11	11	11	10

2 特定疾患等医療給付申請事務

- 目 的 特定疾患等の治療を受けている者が、保険医療機関で保険診療を受けた際、自己負担分の医療費等の一部を、県が公費負担することにより、特定疾患等に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る。
- 対 象 次の項目をすべて満たす方
- ① 特定疾患等にかかっており、認定基準を満たす状況にある者
 - ② 埼玉県内に住所がある者（越谷市在住者）
 - ③ 国民健康保険等、何らかの医療保険に加入している者
- 内 容 申請書類（新規・継続・変更届・療養費請求等）の受理、県への送付、受給者証の交付等
- 事業根拠 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）が平成27年1月1日から施行
昭和48年4月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」に基づき、いわゆる難病のうち特定の疾患について医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。
- 補助金等 特定疾患等医療給付事業事務委託

(1) 指定難病医療給付件数

（単位：件）

【指定難病】		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
番号	疾患名					
001	球脊髄性筋萎縮症	4	3	3	3	3
002	筋萎縮性側索硬化症	25	28	25	24	25
003	脊髄性筋萎縮症	3	3	3	2	3
004	原発性側索硬化症	1	1	1	1	2
005	進行性核上性麻痺	36	39	32	32	26
006	パーキンソン病	278	294	297	297	324
007	大脳皮質基底核変性症	10	10	12	10	13
008	ハンチントン病	7	7	7	5	8
009	神経有棘赤血球症	0	0	0	0	0
010	シャルコー・マリー・トゥース病	2	2	1	1	2
011	重症筋無力症	63	62	55	64	73
012	先天性筋無力症候群	0	0	0	0	0
013	多発性硬化症／視神経脊髄炎	41	41	48	50	48
014	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	12	15	12	12	13
015	封入体筋炎	1	1	2	2	2
016	クロウ・深瀬症候群	0	0	0	0	0
017	多系統萎縮症	22	20	17	16	16
018	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	66	70	65	66	65
019	ライソゾーム病	8	7	7	8	8
020	副腎白質ジストロフィー	0	0	0	0	0
021	ミトコンドリア病	4	4	4	4	4
022	もやもや病	25	28	28	25	22
023	プリオン病	1	0	1	1	0
024	亜急性硬化性全脳炎	0	0	0	0	0
025	進行性多巣性白質脳症	0	0	0	1	0
026	HTLV-1 関連脊髄症	2	3	2	1	1
027	特発性基底核石灰化症	1	1	0	0	0
028	全身性アミロイドーシス	5	5	8	13	15
029	ウルリッヒ病	0	0	0	1	1
030	遠位型ミオパチー	0	0	0	0	0
031	ベスレムミオパチー	0	0	0	0	0

032	自己貪食空胞性ミオパチー	0	0	0	0	0
033	シュワルツ・ヤンペル症候群	0	0	0	0	0
034	神経線維腫症	8	8	12	10	9
035	天疱瘡	4	5	5	6	5
036	表皮水疱症	0	0	0	0	0
037	膿疱性乾癬（汎発型）	5	5	5	4	5
038	スティーヴンス・ジョンソン症候群	0	0	0	2	0
039	中毒性表皮壊死症	0	1	0	0	1
040	高安動脈炎	7	12	12	14	14
041	巨細胞性動脈炎	0	0	2	3	2
042	結節性多発動脈炎	4	4	4	4	6
043	顕微鏡的多発血管炎	14	15	17	19	25
044	多発血管炎性肉芽腫症	6	5	2	2	3
045	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	14	19	21	21	27
046	悪性関節リウマチ	5	6	6	5	5
047	バージャー病	3	3	4	1	1
048	原発性抗リン脂質抗体症候群	2	2	1	1	2
049	全身性エリテマトーデス	174	176	182	189	203
050	皮膚筋炎／多発性筋炎	53	58	61	65	67
051	全身性強皮症	83	79	83	82	91
052	混合性結合組織病	35	36	33	35	33
053	シェーグレン症候群	23	36	40	39	44
054	成人スチル病	3	4	5	6	7
055	再発性多発軟骨炎	2	2	2	2	3
056	ベーチェット病	40	36	30	33	36
057	特発性拡張型心筋症	24	25	23	27	30
058	肥大型心筋症	6	6	4	4	6
059	拘束型心筋症	0	0	0	0	0
060	再生不良性貧血	19	21	19	18	15
061	自己免疫性溶血性貧血	1	3	3	3	3
062	発作性夜間ヘモグロビン尿症	3	3	3	3	4
063	特発性血小板減少性紫斑病	28	34	30	26	30
064	血栓性血小板減少性紫斑病	0	0	2	1	0
065	原発性免疫不全症候群	7	7	5	4	4
066	IgA 腎症	29	35	33	36	31
067	多発性嚢胞腎	43	50	52	50	54
068	黄色靱帯骨化症	11	11	8	6	5
069	後縦靱帯骨化症	37	45	36	36	43
070	広範脊柱管狭窄症	8	15	11	8	10
071	特発性大腿骨頭壊死症	23	40	35	42	44
072	下垂体性 ADH 分泌異常症	4	4	7	7	6
073	下垂体性 TSH 分泌亢進症	0	0	0	0	0
074	下垂体性 PRL 分泌亢進症	2	2	2	2	2
075	クッシング病	2	2	1	1	2
076	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	0	0	0	0	0
077	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	4	4	5	4	4
078	下垂体前葉機能低下症	31	31	31	32	41
079	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	0	0	0	0	0
080	甲状腺ホルモン不応症	0	0	0	0	0
081	先天性副腎皮質酵素欠損症	2	3	4	4	4

082	先天性副腎低形成症	0	0	0	0	0
083	アジソン病	0	0	0	0	0
084	サルコイドーシス	21	22	22	24	22
085	特発性間質性肺炎	26	32	26	24	40
086	肺動脈性肺高血圧症	15	17	15	18	17
087	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	0	0	0	0	0
088	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	13	14	15	15	19
089	リンパ脈管筋腫症	2	3	4	4	4
090	網膜色素変性症	54	58	53	48	50
091	バッド・キアリ症候群	0	0	0	0	0
092	特発性門脈圧亢進症	0	0	0	0	0
093	原発性胆汁性胆管炎	33	35	32	32	34
094	原発性硬化性胆管炎	1	2	2	2	3
095	自己免疫性肝炎	14	15	16	14	13
096	クローン病	111	116	123	127	135
097	潰瘍性大腸炎	409	442	435	433	449
098	好酸球性消化管疾患	9	11	10	11	10
099	慢性特発性偽性腸閉塞症	0	0	0	0	0
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	0	0	0	0	0
101	腸管神経節細胞僅少症	0	0	0	0	0
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	0	0	0	0	0
103	CFC 症候群	0	0	0	0	0
104	コステロ症候群	0	0	0	0	0
105	チャージ症候群	0	0	0	0	0
106	クリオピリン関連周期熱症候群	1	2	2	2	2
107	若年性特発性関節炎	0	0	1	1	3
108	TNF 受容体関連周期性症候群	0	0	0	0	0
109	非典型溶血性尿毒症症候群	0	0	0	0	0
110	ブラウ症候群	0	0	0	0	0
111	先天性ミオパチー	0	0	0	0	0
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	0	0	0	0	0
113	筋ジストロフィー	6	8	11	9	9
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	0	0	0	0	0
115	遺伝性周期性四肢麻痺	0	0	0	0	0
116	アトピー性脊髄炎	0	0	0	0	0
117	脊髄空洞症	0	0	0	0	0
118	脊髄髄膜瘤	0	0	0	0	0
119	アイザックス症候群	0	0	0	0	0
120	遺伝性ジストニア	0	0	0	0	0
121	神経フェリチン症	0	0	0	0	0
122	脳表ヘモジデリン沈着症	1	1	1	1	2
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	0	0	0	0	0
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	0	0	0	0	0
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	0	0	0	1	0
126	ペリー症候群	0	0	0	0	0
127	前頭側頭葉変性症	0	0	0	0	2
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	0	0	0	0	0
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	1	1	1	1	1
130	先天性無痛無汗症	1	1	1	1	1
131	アレキサンダー病	0	0	0	0	0

132	先天性核上性球麻痺	0	0	0	0	0
133	メビウス症候群	0	0	0	0	0
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	0	0	0	0	0
135	アイカルディ症候群	1	1	1	1	0
136	片側巨脳症	0	0	0	0	0
137	限局性皮質異形成	0	0	0	0	0
138	神経細胞移動異常症	0	0	0	0	0
139	先天性大脳白質形成不全症	0	0	0	0	0
140	ドラベ症候群	0	0	0	0	0
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	0	0	0	0	0
142	ミオクロニー欠伸てんかん	0	0	0	0	0
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	0	0	0	0	0
144	レノックス・ガストー症候群	0	0	0	0	1
145	ウェスト症候群	1	1	1	1	1
146	大田原症候群	0	0	0	0	0
147	早期ミオクロニー脳症	0	0	0	0	0
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	0	0	0	0	0
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	1	1	1	1	1
150	環状 20 番染色体症候群	0	0	0	0	0
151	ラスムッセン脳炎	0	0	0	0	0
152	PCDH19 関連症候群	0	0	0	0	0
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	0	0	0	0	0
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	0	0	0	0	0
155	ランドウ・クレフナー症候群	0	0	0	0	0
156	レット症候群	0	0	0	0	0
157	スタージ・ウェーバー症候群	1	1	1	1	1
158	結節性硬化症	1	2	2	2	2
159	色素性乾皮症	0	0	0	0	0
160	先天性魚鱗癬	0	0	0	0	0
161	家族性良性慢性天疱瘡	0	0	0	0	0
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	3	5	9	7	7
163	特発性後天性全身性無汗症	0	0	0	1	0
164	眼皮皮膚白皮症	0	0	0	0	0
165	肥厚性皮膚骨膜症	0	0	0	0	0
166	弾性線維性仮性黄色腫	0	0	0	0	0
167	マルファン症候群	1	1	3	2	0
168	エーラス・ダンロス症候群	0	0	0	0	0
169	メンケス病	0	0	0	0	0
170	オクシピタル・ホーン症候群	0	0	0	0	0
171	ウィルソン病	0	0	0	0	0
172	低ホスファターゼ症	0	0	0	0	1
173	VATER 症候群	0	0	0	0	0
174	那須・ハコラ病	0	0	0	0	0
175	ウィーバー症候群	0	0	0	0	0
176	コフィン・ローリー症候群	0	0	0	0	0
177	ジュベール症候群関連疾患	0	0	0	0	0
178	モワット・ウィルソン症候群	0	0	0	0	0
179	ウィリアムズ症候群	0	0	1	0	0
180	ATR-X 症候群	0	0	0	0	0
181	クルーゾン症候群	0	0	0	0	0

182	アベール症候群	1	1	1	1	1
183	ファイファー症候群	0	0	0	0	0
184	アントレー・ピクスラー症候群	0	0	0	0	0
185	コフィン・シリズ症候群	0	0	0	0	0
186	ロスムンド・トムソン症候群	0	0	0	0	0
187	歌舞伎症候群	0	0	0	0	0
188	多脾症候群	0	0	0	0	0
189	無脾症候群	0	0	0	0	0
190	鰓耳腎症候群	0	0	0	0	0
191	ウェルナー症候群	0	0	0	0	0
192	コケイン症候群	0	0	0	0	0
193	プラダー・ウィリ症候群	0	0	0	0	0
194	ソトス症候群	0	0	0	0	0
195	ヌーナン症候群	0	0	0	0	0
196	ヤング・シンプソン症候群	0	0	0	0	0
197	1 p36 欠失症候群	0	0	0	0	0
198	4 p 欠失症候群	0	0	0	0	0
199	5 p 欠失症候群	0	0	0	0	0
200	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	0	0	0	0	0
201	アンジェルマン症候群	0	0	0	0	0
202	スミス・マギニス症候群	0	0	0	0	0
203	22q11.2 欠失症候群	0	1	1	1	1
204	エマヌエル症候群	0	0	0	0	0
205	脆弱X症候群関連疾患	0	0	0	0	0
206	脆弱 X 症候群	0	0	0	0	0
207	総動脈幹遺残症	0	0	0	0	0
208	修正大血管転位症	0	0	0	0	0
209	完全大血管転位症	0	0	1	2	2
210	単心室症	0	0	0	0	2
211	左心低形成症候群	0	0	0	0	0
212	三尖弁閉鎖症	0	0	0	0	0
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	0	0	0	0	0
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	0	0	0	0	1
215	ファロー四徴症	2	2	2	2	2
216	両大血管右室起始症	0	0	0	0	0
217	エプスタイン病	0	0	1	1	0
218	アルポート症候群	1	1	1	0	1
219	ギャロウェイ・モワト症候群	0	0	0	0	0
220	急速進行性糸球体腎炎	7	9	7	6	5
221	抗糸球体基底膜腎炎	0	0	0	0	0
222	一次性ネフローゼ症候群	19	22	25	29	26
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1	2	1	1	1
224	紫斑病性腎炎	1	1	1	1	2
225	先天性腎性尿崩症	0	0	0	0	0
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	1	2	1	2	3
227	オスラー病	1	1	1	2	2
228	閉塞性細気管支炎	0	0	0	0	0
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	0	0	0	0	0
230	肺胞低換気症候群	0	0	0	0	0
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症	0	0	0	0	0

232	カーニー複合	0	0	0	0	0
233	ウォルフラム症候群	0	0	0	0	0
234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	0	0	0	0	0
235	副甲状腺機能低下症	2	2	1	1	1
236	偽性副甲状腺機能低下症	0	0	0	1	1
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	0	0	0	0	0
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	0	0	1	1	1
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	0	0	0	0	0
240	フェニルケトン尿症	2	2	2	3	3
241	高チロシン血症 1 型	0	0	0	0	0
242	高チロシン血症 2 型	0	0	0	0	0
243	高チロシン血症 3 型	0	0	0	0	0
244	メープルシロップ尿症	0	0	0	0	0
245	プロピオン酸血症	0	0	0	0	0
246	メチルマロン酸血症	0	0	0	0	0
247	イソ吉草酸血症	0	0	0	0	0
248	グルコーストランスポーター1 欠損症	0	0	0	0	0
249	グルタル酸血症 1 型	0	0	0	0	0
250	グルタル酸血症 2 型	0	0	0	0	0
251	尿素サイクル異常症	0	0	0	0	0
252	リジン尿性蛋白不耐症	0	0	0	0	0
253	先天性葉酸吸収不全	0	0	0	0	0
254	ポルフィリン症	0	0	0	0	0
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	0	0	0	0	0
256	筋型糖原病	0	0	0	0	0
257	肝型糖原病	0	0	0	0	0
258	ガラクトースー 1 - リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	0	0	0	0	0
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	0	0	0	0	0
260	シトステロール血症	0	0	0	0	0
261	タンジール病	0	0	0	0	0
262	原発性高カイロミクロン血症	1	1	1	1	2
263	脳腱黄色腫症	0	0	0	0	0
264	無 β リポタンパク血症	0	0	0	0	0
265	脂肪萎縮症	0	0	0	0	0
266	家族性地中海熱	1	1	1	1	1
267	高 I g D 症候群	0	0	0	0	0
268	中條・西村症候群	0	0	0	0	0
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	0	0	0	0	0
270	慢性再発性多発性骨髄炎	0	0	0	0	0
271	強直性脊椎炎	11	10	12	12	10
272	進行性骨化性線維異形成症	1	1	0	0	0
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	0	0	0	0	0
274	骨形成不全症	1	1	1	1	1
275	タナトフォリック骨異形成症	0	0	0	0	0
276	軟骨無形成症	0	0	0	0	0
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	0	0	0	0	1
278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	0	0	0	0	0
279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	1	1	1	1	0
280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	0	0	0	0	0
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	0	0	0	1	1

282	先天性赤血球形形成異常性貧血	0	0	0	0	0
283	後天性赤芽球癆	3	3	4	5	6
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	0	0	0	0	0
285	ファンconi貧血	0	0	0	0	0
286	遺伝性鉄芽球性貧血	0	0	0	0	0
287	エプスタイン症候群	0	0	0	0	0
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	0	0	0	0	1
289	クロンカイト・カナダ症候群	0	0	0	0	0
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	0	0	0	0	0
291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	0	0	0	0	0
292	総排泄腔外反症	0	0	0	0	0
293	総排泄腔遺残	0	0	0	0	0
294	先天性横隔膜ヘルニア	0	0	0	0	0
295	乳幼児肝巨大血管腫	0	0	0	0	0
296	胆道閉鎖症	0	0	0	0	2
297	アラジール症候群	0	0	0	0	0
298	遺伝性膵炎	0	0	0	0	0
299	嚢胞性線維症	0	0	0	0	0
300	I g G 4 関連疾患	2	2	4	5	6
301	黄斑ジストロフィー	1	1	1	1	1
302	レーベル遺伝性視神経症	0	0	0	0	0
303	アッシャー症候群	0	0	0	0	0
304	若年発症型両側性感音難聴	0	0	0	0	0
305	遅発性内リンパ水腫	0	0	0	0	0
306	好酸球性副鼻腔炎	30	36	49	62	77
307	カナバン病	0	0	0	0	0
308	進行性白質脳症	0	1	0	0	0
309	進行性ミオクロームステんかん	0	0	0	0	0
310	先天異常症候群	0	0	0	0	0
311	先天性三尖弁狭窄症	0	0	0	0	0
312	先天性僧帽弁狭窄症	0	0	0	0	0
313	先天性肺静脈狭窄症	0	0	0	0	0
314	左肺動脈右肺動脈起始症	0	0	0	0	0
315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B 関連腎症	0	0	0	0	0
316	カルニチン回路異常症	0	0	0	0	0
317	三頭酵素欠損症	0	0	0	0	0
318	シトリン欠損症	0	0	0	0	0
319	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	0	0	0	0	0
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	0	0	0	0	0
321	非ケトーシス型高グリシン血症	0	0	0	0	0
322	β -ケトチオラーゼ欠損症	0	0	0	0	0
323	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	0	0	0	0	0
324	メチルグルタコン酸尿症	0	0	0	0	0
325	遺伝性自己炎症疾患	0	0	0	0	0
326	大理石骨病	0	0	0	0	0
327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	0	0	0	0	0
328	前眼部形成異常	0	0	0	0	0
329	無虹彩症	0	0	0	0	0
330	先天性気管狭窄症	0	0	0	0	0
331	特発性多中心性キャッスルマン病	4	4	4	4	3

332	膠様滴状角膜ジストロフィー	0	0	0	0	0
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	0	0	0	0	0
334	脳クレアチン欠乏症候群			0	0	0
335	ネフロン癆			0	0	0
336	家族性低 β リポタンパク血症 1（ホモ接合体）			0	0	0
337	ホモシスチン尿症			0	0	0
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症			0	0	0
計		2,207	2,397	2,385	2,428	2,598
05	スモン	1	2	0	0	0
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	0	0	0	0	0
32	重症急性膵炎	0	0	0	0	0
38	プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）	0	0	0	0	0
計		1	2	0	0	0
995	溶血性貧血（県指定）	3	3	3	3	3
996	橋本病	1	1	0	0	1
997	特発性好酸球増多症候群（県指定）	2	2	2	1	1
998	脊髄空洞症（県指定）		0	0	0	0
999	原発性骨髄線維症	11	12	13	10	9
計		17	18	18	14	14
合 計		2,225	2,417	2,403	2,442	2,612

指定難病の 331 は平成 30 年 4 月 1 日から追加

指定難病の 332～333 は令和元年 7 月 1 日から追加

指定難病の 334～338 は令和 3 年 1 月 1 日から追加

3 小児慢性特定疾病医療費給付事業

(平成27年度事業開始)

- 目 的 小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を市が助成する。
- 対 象 小児慢性特定疾病にかかり、国が定める疾病の状態の程度を満たしているもの
越谷市内に住所を有し、申請時点で18歳未満のもの（更新においては20歳未満）
- 対象疾患 16疾患群（788疾病）
01 悪性新生物（白血病、悪性リンパ腫、神経芽腫 等）
02 慢性腎疾患（ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎 等）
03 慢性呼吸器疾患（気管支喘息、気管狭窄 等）
04 慢性心疾患（ファロー四徴症、単心室症 等）
05 内分泌疾患（成長ホルモン分泌不全性低身長症 等）
06 膠原病（膠原病疾患 等）
07 糖尿病（1型糖尿病、2型糖尿病、その他の糖尿病）
08 先天性代謝異常（アミノ酸代謝異常症、脂質代謝異常症 等）
09 血液疾患（血友病、血小板減少性紫斑病 等）
10 免疫疾患（後天性免疫不全症候群 等）
11 神経・筋疾患（ウエスト症候群、結節性硬化症 等）
12 慢性消化器疾患（胆道閉鎖症、先天性胆道拡張症 等）
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群（ダウン症候群 等）
14 皮膚疾患（眼皮膚白皮症、レックリングハウゼン病 等）
15 骨系統疾患（胸郭不全症候群、軟骨無形成症 等）
16 脈管系疾患（青色ゴムまり様母斑症候群 巨大静脈奇形 等）
- 事業根拠 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第19条の2
- 補助金等 小児慢性特定疾病医療費国庫負担金（基準額×1/2）
小児慢性特定疾病対策国庫補助金（事務費）（基準額×1/2）

小児慢性特定疾病医療給付受給者数

(単位：人)

No.	対象疾患群	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
01	悪性新生物	44	45	44	54	54
02	慢性腎疾患	17	18	14	9	9
03	慢性呼吸器疾患	17	19	19	18	11
04	慢性心疾患	63	62	61	58	58
05	内分泌疾患	57	57	46	50	43
06	膠原病	9	8	9	9	10
07	糖尿病	18	20	19	13	17
08	先天性代謝異常	6	6	6	6	*
09	血液疾患	6	6	6	*	*
10	免疫疾患	*	*	*	*	*
11	神経・筋疾患	27	28	30	32	33
12	慢性消化器疾患	22	22	25	24	26
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	10	12	9	10	12
14	皮膚疾患	*	*	*	*	*
15	骨系統疾患	*	*	*	*	*
16	脈管系疾患	*	*	*	*	*
計		277	303	310	297	294

※複数疾患で疾患群が違う場合はそれぞれ計上。疾患群が同じ場合は1とする。*印は5人以下。
(3/31時点の受給者数)

4 難病患者支援事業

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的に、（１）は継続申請がなかったため減少、（２）～（４）は事業を中止したため0となった。

令和3年度も引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的に、（２）～（３）は事業を中止したため0となった。

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら事業を実施(オンライン開催を含む)

(1)電話や面接、訪問等による個別支援

目 的 保健師等が関係機関と連携し、電話・面接・訪問等による個別支援を行うことで、難病患者のQOLの向上、家族の介護負担の軽減を図る。

対 象 難病患者及びその家族

内 容 療養生活や介護方法等についての相談への対応、療養環境の整備、必要なサービスの調整、精神面でのフォロー等

事業根拠 難病の患者に対する医療等に関する法律、難病特別対策推進事業実施要綱

補助金等 疾病予防対策事業費

実 績

(単位：件)

年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
公費負担申請・相談	2,892	875	3,277	3,143	1,533
訪問指導	85	33	34	45	74

(2)難病医療講演会

目 的 難病医療や福祉サービス等に関して学ぶ場を提供することにより、患者のQOLの向上や家族の負担軽減等を図り、療養生活を支援する。

対 象 患者、家族、関係者

内 容 難病医療に関する講義や療養生活に関する情報提供等

事業根拠 難病の患者に対する医療等に関する法律、難病特別対策推進事業実施要綱

補助金等 疾病予防対策事業費

実 績

年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施回数（回）	2	0	0	1	1
延べ参加者数（人）	136	0	0	184	90

(3)地域難病従事者研修会

目 的 難病患者の支援者が難病に関する医療や保健・福祉等に関する知識や技術を習得することにより資質の向上を図るとともに、関係者の地域連携を図る。

対 象 難病患者の支援に携わる事業所や関係機関の職員

内 容 難病に関する医療や保健・福祉等に関する研修、情報交換、事例検討等

事業根拠 難病の患者に対する医療等に関する法律、難病特別対策推進事業実施要綱

補助金等 疾病予防対策事業費

実 績

年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施回数（回）	1	0	0	3	2
延べ参加者数（人）	58	0	0	140	174

(4)難病患者家族交流会

目 的	身近な場所で患者家族同士が集う場を設けることにより、患者同士の交流を深め、患者のＱＯＬの向上を図る。
対 象	患者、家族等
内 容	情報交換等
事業根拠	難病の患者に対する医療等に関する法律、難病特別対策推進事業実施要綱
補助金等	疾病予防対策事業費

実 績

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数（回）	1	0	1	1	1
参加者数（人）	24	0	40	39	32

5 石綿健康被害救済制度の申請事務

「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく各種申請の独立行政法人環境再生保全機構への送付事務を受託し、石綿による健康被害者及びその遺族の救済にあたる。

目 的	石綿による健康被害者及びその遺族の救済のため
対 象	石綿による健康被害者及びその遺族 日本国内において石綿を吸入することにより①中皮腫、②肺がん（平成18年3月27日）、③著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、④著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚（平成22年7月1日改正）を発症し、①現在療養しているもの者、②法律の施行日及び改正政令施行日以前にこれらの疾病に起因して死亡したものの遺族、③法律の施行日及び改正政令施行日後に認定申請をしないでこれらの疾病に起因して死亡したものの遺族
内 容	認定及び救済給付の申請書及び請求書の受付業務等を独立行政法人環境再生保全機構
事業根拠	石綿による健康被害の救済に関する法律 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条の

2

独立行政法人環境再生保全機構からから経由事務を受託

補助金等 石綿健康被害救済給付業務委託

実 績

（単位：件）

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
申請受理件数	0	0	0	0	2

6 原爆被害者各種申請事務

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく各種申請等の埼玉県への進達事務

対 象	被爆者健康手帳の交付を受けた方及び被爆者二世健康手帳を取得できる方
内 容	医療機関の窓口で、保険診療における自己負担金を負担した方の、医療費の請求健康管理手当証書の再発行被爆者二世健康手帳
事業根拠	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
補助金等	なし

実 績

（単位：件）

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
各種申請受理件数	30	20	9	12	12

7 光化学スモッグ健康被害の受理及び相談

目 的 光化学スモッグに係る「警報」「重大緊急報」に対し、健康被害の届出の受理、情報の処

対 象	理、保健指導等を行うことにより市民の健康被害の低減を図る。
内 容	市民
事業根拠	健康被害の届出の受理、情報の処理、保健指導等、関係機関との連絡等
補助金等	大気汚染防止法第 23 条 越谷市大気汚染緊急時対策要綱 なし

実 績

(単位：件)

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受理及び相談受理件数	0	0	0	0	0

8 特定不妊治療費助成事業

(1) 特定不妊治療費助成事業

(平成 27 年度事業開始)【令和 3 年 1 月より制度拡充】

目 的 不妊に悩む夫婦に対し、特定不妊治療(体外受精治療及び顕微授精治療)に係る費用の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、特定不妊治療を受ける機会を増大し、もって少子化社会対策及び次世代育成支援の推進を図るとともに、不妊に関する相談を充実させることにより、不妊治療に対する総合支援体制の推進を図る。
令和 3 年 1 月 1 日以降に行われた治療について、助成対象者及び助成額の拡充が行われた。

対 象 以下の(1)から(4)のいずれにも該当する方が対象【令和 3 年 1 月 1 日治療終了分から】
(1) 夫婦の一方又は双方が越谷市内に住民登録があること。
(2) 治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦である、または事実婚関係にあること。
(3) 申請対象とする治療の「治療期間初日」に妻の年齢が 43 歳未満であること。
(4) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者であること。

【平成 27 年度～令和 2 年 12 月末までの基準は下記のとおり】

- (1) 指定する医療機関において、特定不妊治療を受ける治療開始時から法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- (2) 夫婦の一方又は双方が越谷市内に住民登録があること。
- (3) 夫婦の年合計所得額が 7,300,000 円未満であること。
- (4) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者であること。

【令和 4 年度は経過措置のみ】

令和 4 年 4 月 1 日より不妊治療の保険適用が開始されたことに伴い、令和 4 年度については経過措置として年度を跨ぐ治療 1 回分のみに対して助成を行った

対象となる治療および助成額

指定医療機関において実施した、法律上の夫婦間における「体外受精治療」又は「顕微授精治療」。(具体的には下図の A ないし F のいずれかにあてはまるものとする。) 対象となる治療の費用に対して、1 回の治療につき、治療内容により 30 万円または 10 万円を上限に助成する。(令和 3 年 1 月から 15 万→30 万、7 万 5 千→10 万に拡充)

平成 30 年度より、早期不妊治療費助成事業を開始し、初回の治療開始時における妻の年齢が 35 歳未満の場合は、10 万円を上限に上乗せ助成する。

また、特定不妊治療費助成を受けた後に出生をした場合(自然妊娠や自費による不妊治療で出生した場合も対象)または、妊娠 12 週以降に死産に至った場合は、助成回数をリセットし、リセット後の治療初日における妻の年齢により、40 歳未満は 6 回、40 歳以上 43 歳未満は 3 回の助成を受けることができる。

(具体的には下図のAないしFのいずれかにあてはまるものとする。)

別表 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容		採卵まで			採精（夫）	受精 （前培養・媒精（顕微授精）・培養）	胚移植						妊娠の有無の確認＊1 （胚移植のおおむね2週間後）	助成対象範囲
		（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（点鼻薬）	（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（注射）	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植				
							胚移植	黄体期補充療法		（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法		
平均所要日数		14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日		7～10日	1日	10日	1日	
A	新鮮胚移植を実施													助成対象
B	凍結胚移植を実施＊2													
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施													
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子受精等の異常受精等により中止													
F	採卵したが卵が得られない、 又は状態のよい卵が得られないため中止													
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止													

*1 「妊娠の有無の確認」とは、陽性判定・陰性判定に関わらず、胚移植からおおむね2週間後に確認をした場合。

*2 Bとは採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

- 事業根拠 少子化対策基本法（平成15年7月30日法律第133号）第13条第2項
母子保健医療対策等総合支援事業の実施について（雇児発第0823001号平成17年8月23日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
令和2年度厚生労働省第三次補正予算「不妊に悩む方への特定治療支援事業の拡充について」（令和3年1月28日）
- 補助金等 母子保健衛生費国庫補助金（国 基準額×1/2）
（※令和2年度分まで）
2人目以降特定不妊治療費助成事業補助金（県 基準額×10/10）
（※平成29年度から令和2年度まで）
埼玉県早期不妊検査・不育症検査・早期不妊治療費助成事業補助金（県 基準額×1/2）
（※平成30年度から事業開始）
子育て支援対策臨時特例交付金（国 基準額×1/2）
（※令和2年度（令和3年1月）から事業開始）

助成状況 (単位：件)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	418	265	653	169	3
		41（1月以降分）			

(2) 男性不妊治療費助成事業

(平成27年度事業開始)【令和3年1月より制度拡充】

- 目 的 不妊に悩む夫婦に対し、男性不妊治療に係る費用の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、治療を受ける機会を増大し、もって少子化社会対策及び次世代育成支援の推進を図る。
- 対 象 以下の(1)から(3)のいずれにも該当する方が対象【令和3年1月1日治療終了分から】

- (1) 夫婦の一方又は双方が越谷市内に住民登録があること。
- (2) 治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦である、または事実婚関係にあること。
- (3) 申請対象とする治療の「治療期間初日」に妻の年齢が43歳未満であること。
- (4) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者であること。

【平成27年度～令和2年12月末までの基準は下記のとおり】

- (1) 指定医療機関又は指定医療機関から紹介を受けた医療機関において、男性不妊治療を受ける治療開始時から法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- (2) 夫婦の一方又は双方が越谷市内に住民登録があること。
- (3) 夫婦の年合計所得額が7,300,000円未満であること。

対象となる治療

特定不妊治療を行うために必要とされる精巣内精子生検採取法（TESE）や精巣上体内精子吸引採取法（MESA）、その他精子を精巣または精巣上体から採取するための手術（保険適用外診療に限る）を、指定医療機関または指定医療機関から紹介を受けた医療機関で行った治療。

補助金等 母子保健衛生費国庫補助金（基準額×1/2）（※令和2年度分まで）
子育て支援対策臨時特例交付金（国 基準額×1/2）
（※令和2年度（令和3年1月）から事業開始）

助成状況

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	3	3 1（1月以降分）	8	1	0

9 早期不妊検査費・不育症検査費助成事業

（平成29年度事業開始。不育症検査費助成は平成30年度事業開始）

【令和3年1月より制度拡充（対象者要件に「事実婚関係にあること」を追加）】

【令和5年4月より制度拡充（検査開始時妻年齢が35歳未満である夫婦の助成上限額引き上げ）】

- 目 的 不妊に悩む夫婦に対し、不妊検査及び不育症検査に係る費用の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、もって少子化社会対策及び次世代育成支援の推進を図る。
- 対 象 (1) 夫婦の一方又は双方が越谷市内に住民登録があること。
(2) 申請時に法律上の婚姻をしている夫婦であること、または事実婚関係にあること。
(3) 検査開始時の妻の年齢が43歳未満の方。

対象となる検査および助成額

保険医療機関において、不妊症及び不育症の診断のために医師が必要と認めた一連の検査を夫婦が共に受けた場合、夫婦1組につき1回のみ2万円（助成対象となる不妊検査又は不育症検査の開始日において、妻の年齢が35歳未満である夫婦にあっては、3万円）まで助成。（千円未満切捨て）

補助金等 埼玉県早期不妊検査・治療費助成事業補助金（基準額×10/10）

申請状況 助成件数および助成額

	不妊検査費		不育症検査費	
	助成件数（件）	助成額（円）	助成件数（件）	助成額（円）
令和元年度	99	1,974,000	11	220,000
令和2年度	109	2,161,000	6	108,000
令和3年度	113	2,241,000	15	288,000
令和4年度	82	1,633,000	11	214,000
令和5年度	117	2,920,000	10	247,000

10 先進医療不育症検査費助成事業

(令和3年度事業開始)

【令和4年12月より制度拡充(上限助成額を5万円から6万円に引き上げ)】

目 的 不育症に悩む夫婦に対し、先進医療不育症検査に係る費用の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、もって少子化社会対策及び次世代育成支援の推進を図る。

対 象 (1) 夫婦の一方又は双方が越谷市内に住民登録があること。
(2) 申請時に法律上の婚姻をしている夫婦であること、または事実婚関係にあること。
(3) 先進医療不育症検査を受けた不育症(2回以上の流産又は死産の既往があり、医師が不育症と判断した場合をいう。)の方。

対象となる検査および助成額

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準(平成20年厚生労働省告示第129号)において先進医療とされている不育症検査。

助成対象検査に係る費用のうち助成対象者の自己負担額の7割に相当する額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、1回の検査につき6万円を限度とする。

補助金等 母子保健衛生費国庫補助金(基準額×10/10)

申請状況 助成件数および助成額

	先進医療不育症検査費	
	助成件数(件)	助成額(円)
令和3年度	0	0
令和4年度	0	0
令和5年度	0	0

第6章 精神保健

こころの健康支援室は福祉部門との連携のため市役所内に設置されており、精神保健福祉相談、ひきこもり相談支援、自殺対策など精神保健全般を担っている。

こころの健康支援室には精神保健福祉士4名、保健師2名が勤務しており、全員が精神保健福祉法第48条に定める精神保健福祉相談員を発令されている。また、期間任用職員の臨床心理士と事務があり、計8名で対応している。

1 精神保健福祉相談事業

目 的	こころの健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。
対 象	市民
実施方法	精神保健福祉士および保健師による面接、電話、訪問による相談・助言
内 容	睡眠障害、アルコール・薬物問題、ひきこもり等こころの健康に関する相談

精神保健福祉相談事業件数

(単位：人)

年度	老人	社会 復帰	アルコ ール	薬物	ギャン ブル	ゲ-ム	思春 期	健康 づくり	うつ 状態	摂食 障害	てん かん	その 他	合計
R 1	380	121	240	38	29		255	389		2	14	4364	5832
R 2	288	72	200	38	11	10	198	79	576	14	27	4875	6388
R 3	265	105	254	34	3	11	221	72	487	19	29	3822	5322
R 4	372	51	257	16	10	8	191	972	394	49	54	3821	6202
R 5	253	54	236	7	16	10	104	154	349	52	5	4138	5378

※R2年度から「ゲーム」「うつ状態」項目が追加

【厚生労働省 地域保健・健康増進事業報告】

上記「その他」の内訳

(単位：件)

	統合失 調症	躁状態	気分障害	人格障害	知的障害	児童虐待	受診援助	その他の 依存	その他	合計
R 4	1617	70	54	495	278	20	37	35	1218	3824
R 5	1600	35	88	434	271	46	25	14	1625	4138

※重複あり。

精神保健福祉相談事業内訳の再集計

【厚生労働省 地域保健・健康増進事業報告】

	うつ・うつ状態	発達障害	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	児童虐待	受診援助	災 害
R 1	458	434	158	399	15	4	142	0
R 2	576	384	190	343	35	6	85	0
R 3	487	290	212	276	18	10	163	0
R 4	394	187	228	141	10	20	37	0
R 5	349	241	230	225	7	46	25	0

相談件数合計の相談手段

	電話 (年度初)	電話(再)	訪問 (年度初)	訪問(再)	来所 (年度初)	来所(再)	メール手紙	合計
R 1	736	3499	148	512	307	623	7	5832
R 2	778	4205	123	447	272	556	7	6388
R 3	705	3184	111	407	232	670	13	5322
R 4	920	3691	183	445	332	614	17	6202
R 5	1040	2957	137	204	362	645	33	5378

警察及び受診援助への対応

警察から処遇相談があった場合や、23条通報で診察・措置不要になった場合及び措置入院解除後について、本人及び家族の支援を行う。また、必要に応じて警察と連携し入院の受診援助を行っている。

2 精神保健専門相談事業

- 目 的 通常の精神保健福祉相談では対応できない困難事例について、適切な医療や療養生活に繋げるよう専門家によるスーパーバイズを受け、担当者のスキルアップを図る。
- 対 象 精神保健福祉相談において受理したケースにかかる関係機関
- 実施方法 精神科医師（偶数月）および公認心理師（奇数月）によるスーパービジョン
- 内 容 未受診事例等の相談、面接、訪問等
市保健所職員および関係各課の受理した相談の振り返り、疾病性の見立て、緊急介入の見立て等のスーパーバイズを受ける。

令和5年度専門相談事業件数

	開催回数	事例件数
医師による専門相談	6 回	訪問 3 件、面接 4 件
公認心理師による専門相談	5 回	検討事例 8 件

3 ひきこもり相談支援事業

ひきこもり市民教室

目 的	誰にも相談できず孤立しがちな当事者および家族、市民等に対し、専門家による講演等を通じて正しい知識を普及する。		
対 象	市内在住でひきこもりの当事者に関わる家族、関心のある市民、支援者など		
実施方法	当事者による体験談、クロストーク（当事者と専門家）による支援について考える。		
内 容	令和6年1月25日	<u>参加者 21人</u>	
	「地域で見守り、支える、ひきこもり」		
	講師 当事者の方、NPO法人 越谷らるご理事長		

ひきこもり家族のつどい

ひきこもり当事者の居場所

目 的	同じ悩みを抱える家族等に集いの場を提供して、グループワークによる対処能力の向上を図るとともに、ひきこもり当事者に対しては居場所を提供して、社会と接点をもつ機会をもうけ、ひきこもりからの回復について取り組む。				
対 象	市内在住でひきこもり状態にある当事者及び家族				
実施方法	当事者に居場所を提供し、家族同士の交流を深めるとともに保健所とのつながりを確保する。				
内 容	家族のつどい	第1回目	令和5年	5月17日	参加者 3人
		第2回目	令和5年	7月19日	参加者 2人
		第3回目	令和5年	9月20日	参加者 1人
		第4回目	令和5年	11月15日	参加者 3人
		第5回目	令和6年	1月17日	参加者 4人
		第6回目	令和6年	3月21日	参加者 2人
	当事者の居場所	第1回目	令和5年	4月12日	参加者 5人
		第2回目	令和5年	5月10日	参加者 3人
		第3回目	令和5年	6月14日	参加者 2人
		第4回目	令和5年	7月12日	参加者 3人
		第5回目	令和5年	8月 9日	参加者 5人
		第6回目	令和5年	9月13日	参加者 4人
		第7回目	令和5年	10月11日	参加者 3人
		第8回目	令和5年	11月 8日	参加者 6人
		第9回目	令和5年	12月13日	参加者 3人
		第10回目	令和6年	1月10日	参加者 1人
		第11回目	令和6年	2月14日	参加者 2人
		第12回目	令和6年	3月13日	参加者 1人

家族教室等の参加者で希望があった場合、地区担当者による個別面接を実施した。
なお、個別相談件数は相談事業欄参照

ひきこもり支援者研修会

目 的	ひきこもりを含む精神保健福祉相談を担当する支援者に対して、専門家によるスーパーバイズを実施してスキルアップを図る。		
対 象	ひきこもり相談支援を担当している支援者（庁内外関係機関・団体）		
実施方法	講義（精神保健専門相談事業の7月開催分を下記内容で実施）		
内 容	ひきこもり支援者研修会 令和5年7月18日	参加者 22人	
	講師 菊池臨床心理オフィス（公認心理師）		

4 精神保健福祉法施行事務

目 的	精神保健福祉法に規定する法施行事務を確実にを行い、精神障がい者の人権を守る。		
内 容	法定書類のチェック 管内3精神科病院から提出される医療保護入院者入院届、同退院届、同定期病状報告書、措置入院者定期病状報告書が適正な内容であるかチェックし、春日部保健所を経由し埼玉県精神医療審査会へ提出する。		
	医療保護入院者入院届	864枚	医療保護入院者退院届 888枚
	医療保護入院者		措置入院者
	定期病状報告書	83枚	定期病状報告書 2枚

5 精神保健普及啓発事業

目 的	こころの健康づくりや精神疾患（発達障害やアルコール問題等）に関する正しい知識の普及・啓発を行うことにより、市民がこころの健康に関心を持ち精神的健康を保てるようにするとともに、精神障がい者に対する誤解や偏見を減らし、精神障がい者の社会復帰・社会参加等への地域住民の関心と理解を深める。		
対 象	市内在住で発達障害の当事者を抱える家族 アルコール問題の相談を希望する当事者、家族		
実施方法	家族教室や専門相談等の開催		
内 容	1 発達障がいの家族教室 「発達障害」についてその当事者を抱える家族に対する教室を行うことによって、障害についての正しい知識や情報、対応方法等について学び、家族の不安の軽減や孤独感の解消を図ることを目的とする。 ① 令和5年11月30日 講師 順天堂越谷病院 小日向 麻里子 医師 「発達障害について」 参加者 36人 ② 令和5年12月14日 講師 あではで・埼玉 皆様 「発達障がいを正しく理解して、自分の最高の味方、応援者になる」 参加者 32人		
	2 アルコール依存専門相談 アルコールに関する相談を希望する当事者や家族を対象に、断酒会の協力を得て正しい知識の普及や治療の動機付けを行う。 令和5年11月16日 令和5年11月22日 参加者 4組		

6 自殺対策推進事業

目 的 越谷市を「誰も自殺に追い込まれることのない市」とする。

対 象 主に越谷市に在住、在勤者

事業内容

令和5年度自殺対策推進事業実績

内 容	開催時期	実 績	備 考
① 越谷環境衛生協会ゲートキーパー研修（理美容師） ② 中堅教諭資質向上研修（小・中学校中堅職員） ③ 交通指導員向けゲートキーパー研修 ④ 市役所職員向けゲートキーパー研修（庁内管理職） ⑤ 埼玉県立大学ゲートキーパー研修（大学職員等） ⑥ 教育相談ゲートキーパー研修（相談員） ⑦ 医療従事者向けゲートキーパー研修（医療従事者）	① 5月10日 ② 7月21日 ③ 8月10日 ④ 8月22日 ⑤ 10月31日 ⑥ 12月19日 ⑦ 2月6日	受講者 ① 23人 ② 45人 ③ 56人 ④ 28人 ⑤ 101人 ⑥ 20人 ⑦ 14人 計 287人	補助金補助率 2/3
小・中学生を対象としたところの健康に関する図画コンクール ・最優秀作1点、優秀作9点に対し、市長名の賞状を授与	9月26日図画審査会を開催 ・市内小中学校の児童・生徒を対象に実施（小1～中3）	回収数 174点	補助金補助率 2/3
自殺予防ポスター作製・配付 ・小・中学生を対象としたところの健康に関する図画コンクールの最優秀作品でポスターを作製し、自治会掲示板等に配布、掲示依頼	3月の自殺対策強化月間に合わせ、市内関係機関へ配布	配布数 2,000枚	補助金補助率 2/3
駅構内作品展示 市内小中学校、特別支援学校による「いのちを大切に」をテーマとした作品を蒲生・越谷・北越谷・大袋駅構内に展示 ① 自殺対策予防週間 ② 自殺対策強化月間	① 9月中（展示期間は各駅で異なる） ② 3月中（展示期間は各駅で異なる）	展示数 ① 高等学校1校、特別支援学校1校、昨年度図画コンクール入賞作品6点を展示 ② 中学校1校（2駅）の作品を展示	補助金補助率 2/3

内 容	開催時期	実 績	備 考
駅頭キャンペーン コロナ禍で中止していた啓発品の 配布キャンペーンを再開	① 9月12日（北越谷駅） ② 12月12日 （新越谷駅・南越谷駅） ③ 3月19日（越谷駅）	自殺予防普及啓発 品 ① 500 個 ② 1,000 個 ③ 1,000 個	補助金補助率 2/3
メンタルヘルスチェックシステム 「こころの体温計」 ・市ホームページからアクセスで きるセルフメンタルヘルスチェッ ク	通年実施	アクセス件数 31,383 件	補助金補助率 1/2
自殺未遂者相談支援事業 ・市内三次救急医療機関（獨協医 科大学埼玉医療センター）からの 要請に基づき、同意の取れた本人 又はその親族等に対し面接実施	通年実施	支援件数 19 件	補助金補助率 2/3
自死遺族相談 ・家族等を自死で亡くした遺族の 相談を受け、自死遺族の会へつな ぎ自責感や孤独感の軽減を図る	① 9月 12 日 ② 3月 7 日	レビュー実施	補助金補助率 1/2
自殺対策連絡協議会 ・学識経験者、保健医療・法務・ 学校教育・産業労働・福祉関係者、 自殺対策活動民間団体、公募市民 等計 25 名からなる協議会におい て、自殺対策に関する協議を行う	① 10月 6 日 ② 11月 21 日 ③ 2月 20 日（書面開催）	① 19 人 ② 19 人 ③ 25 人（意見書 提出）	補助金補助率 1/2
自殺対策研修会 ・庁内外関係部署に対し、市の自 殺対策の実情を学ぶ研修を実施 し、自殺予防に対する意識の向上 に取り組む	2月5日	24 人	補助金補助率 2/3

補助金等 地域自殺対策強化交付金交付要綱・埼玉県自殺対策強化事業費補助金要綱

・各事業に対する補助率は年度ごとに変更となる。

第7章 生活衛生事業

1 理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場の確認・許可、監視指導

- 目 的 公衆衛生水準の確保と市民の健康を守るため、環境衛生監視指導等を実施する。
 内 容 衛生的な生活環境を確保するために、各種営業許可・確認及び監視指導を行う。
 事業根拠 理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法

各業態の開設時や監視指導時に、法令基準、衛生管理要領等の遵守について確認及び指導することにより、衛生的な環境の確保を図った。

(令和5年度)

業 種	施設数	許可・確認件数	監視件数
理容業	229 件	8 件	41 件
美容業	596 件	32 件	104 件
クリーニング業	138 件	1 件	27 件
興行場	7 件	0 件	1 件
旅館業	31 件	0 件	4 件
公衆浴場業	20 件	0 件	5 件
合 計	1,021 件	41 件	182 件

2 特定建築物の届出、建築物事業登録・監視・指導等

- 目 的 建築物の維持管理について環境衛生上の指導等を行い、建築物の維持管理のうち委託される事業については、適切に業務を行うよう登録基準に適合していること確認し、多数の者が利用する建築物衛生的な環境の確保を図る。
 内 容 特定建築物の届出については、従事者の資格等の人的要件が満たされていることを確認し、受理する。又、建築物事業登録申請については、各建築物事業の機器等の物的要件、従事者の資格等の人的要件が満たされていることを確認し、登録を行う。
 事業根拠 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

特定建築物

(令和5年度)

用途	施設数	うち公的施設（再掲）	届出数
興行場	1 件	1 件	0 件
百貨店	9 件	0 件	0 件
店舗	22 件	0 件	0 件
事務所	17 件	1 件	0 件
学校	9 件	8 件	0 件
旅館	0 件	0 件	0 件
その他	8 件	8 件	0 件
合 計	66 件	18 件	0 件

3 建築物事業登録

登録事業

(令和5年度)

業 種	施設数	登録数
建築物清掃業	4 件	1 件
建築物空気環境測定業	1 件	0 件
建築物空気調和用ダクト清掃業	0 件	0 件
建築物飲料水水質検査業	1 件	0 件
建築物飲料水貯水槽清掃業	12 件	1 件
建築物排水管清掃業	1 件	0 件
建築物ねずみ昆虫等防除業	0 件	0 件
建築物環境衛生総合管理業	1 件	0 件
合 計	20 件	2 件

4 遊泳用プール届出、監視・指導

目 的 施設規準、維持管理基準及び水質基準により、プールの衛生の向上及び安全の確保を図る。

内 容 開設届受理時、監視時に施設規準、維持管理基準及び水質基準に適合していることを確認し、適合していない場合には、指導等により改善させ利用者の衛生・安全を確保する。

事業根拠 越谷市プールの安全安心要綱

プール施設数

(令和5年度)

	通 年	季 節	合 計	監視数
公 営	2 件	1 件	3 件	2 件
民 営	9 件	0 件	9 件	2 件

5 水道施設数

専用水道の布設工事の設計について、施設基準に適合していることを確認した。

(令和5年度)

専用水道施設数	確認数
16 件	1 件

6 住居衛生に関する苦情相談件数

住居に係る苦情・相談を受け、その対策などを指導するとともに駆除処理業者などを紹介した。

(令和5年度)

No	種類	件数
1	シロアリ、アリ、ダニ	10
2	ネズミ	90
3	その他生物など	395
4	その他 (VOC 等)	0
	合 計	495

注：VOC とは、ホルムアルデヒドなどの揮発性有機化合物のこと。

7 衛生害虫（蚊）の駆除

自治会等からの依頼に基づき、道路側溝等へ薬剤散布を行い、蚊の幼虫であるボウフラを駆除し、公衆衛生等の改善を図った。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
薬剤散布 小規模	115 件	97 件	124 件	98 件	55 件
薬剤散布 大規模	40 件 (49,200 ℓ)	45 件 (52,750 ℓ)	47 件 (57,070 ℓ)	50 件 (54,670 ℓ)	33 件 (53,800 ℓ)

8 スズメバチの巣の駆除

市民からの依頼に基づき、民有地に営巣したスズメバチの巣を業者委託により駆除した。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スズメバチ の巣駆除	227 件	191 件	251 件	206 件	173 件

9 水害発生後の床下消毒

台風等の大雨による家屋の浸水被害発生後に、罹災家屋の床下にクレゾールを散布し、公衆衛生の確保を図った。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
床下消毒	328 件 (台風19号)	0 件	0 件	10 件	1,479 件 (台風2号)

10 化製場又は死亡獣畜取扱場の許可等

目的 地域の公衆衛生を保持し、快適な住環境の保全に務め、住みよいまちづくりを目指す。

内容 化製場又は死亡獣畜取扱場を設置する場合の許可、指導等を行う。

市長が指定した区域において、政令で定めた動物の種類及び県条例で定めた数の動物を飼養する場合の許可を行う。

事業根拠 化製場等に関する法律、化製場等に関する法律施行令、化製場等に関する法律施行規則、埼玉県化製場等に関する法律施行条例、越谷市化製場等に関する法律施行条例、越谷市化製場等に関する法律施行細則

(令和5年度)

施設名	施設数
化製場	7 件
死亡獣畜取扱場	0 件
化製場等に準用する施設	2 件
動物の飼養等の許可	犬 12 件 (みなし許可 7 件)、豚 5 件

1.1 墓地等の経営許可等

- 目 的 地域の公衆衛生を保持し、快適な住環境の保全に務め、住みよいまちづくりを目指す。
- 内 容 墓地及び納骨堂、火葬場について、経営の許可を行う。
- 事業根拠 墓地、埋葬等に関する法律、墓地、埋葬等に関する法律施行規則、越谷市墓地、埋葬等に関する法律施行条例、越谷市墓地、埋葬等に関する法律施行細則、越谷市墓地等事前協議実施要綱

(令和5年度)

用 途	墓地等 台帳件数	令和元年度 許可件数	令和2年度 許可件数	令和3年度 許可件数	令和4年度 許可件数	令和5年度 許可件数
墓 地	宗教法人	73 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	共同墓地	99 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	個人墓地	48 件	0 件	0 件	0 件	0 件
納骨堂	3 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件
火葬場	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

1.2 国民健康・栄養調査

(令和元年度までは市民健康課が実施)

- 目 的 国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、厚生労働省が毎年実施する。
- 内 容 ① 栄養摂取状況調査(世帯状況、食事状況、食物摂取状況、1日の身体活動量〈歩数〉)
② 身体状況調査(身長、体重、腹囲、血圧、血液検査、問診)
③ 生活習慣調査(食生活、身体活動・運動、休養(睡眠)、飲酒、喫煙、歯の健康等)
- 事業根拠 健康増進法(平成14年法律第103号)第10条第3項
- 補助金等 国庫負担金10/10(健康増進法(平成14年法律第103号)第13条)

実施状況(令和元年度～令和5年度)

年 度	地区数	調査対象世帯数	調査実施世帯数	栄養摂取状況調査	歩数計調査	食物摂取状況調査	身体状況調査	血液検査	生活習慣調査	身体状況調査会場
単位	世帯	世帯	世帯	人	人	人	人	人	人	
令和元年度	1	15	8	14	13	14	14	3	14	下間久里自治会館
令和2年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和3年度	1	58	—	—	—	—	—	—	—	南荻島出津自治会館
令和4年度	1	17	5	14	6	14	14	2	10	赤山交流館
令和5年度	1	16	9	19	15	19	19	4	16	大林会館

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため途中中止

13 給食施設栄養管理指導

(令和元年度までは市民健康課が実施)

- 目 的 給食施設における栄養管理に関する指導・助言を行い、喫食者の健康づくりのための食環境を整備する。
- 対 象 市内給食施設
- 内 容 (1) 個別指導(実地指導、来所相談、電話相談)
(2) 集団指導(講習会の開催、給食施設の事例共有)
(3) 栄養管理状況の確認(報告書による状況確認)
- 事業根拠 健康増進法(平成14年法律第103号)第18条第1項第2号及び第22条
「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」(令和2年3月31日 健健発0331 第2号厚生労働省健康局健康課長通知)

実施状況(令和元年度～令和5年度)

(施設数)

年 度	特定給食施設		その他の給食施設	計
	1回100食以上又は 1日250食以上	1回300食以上又は 1日750食以上	1回100食未満又は 1日250食未満	
令和元年度	43	8	35	86
令和2年度	66	14	43	123
令和3年度	74	17	72	163
令和4年度	176	39	104	319
令和5年度	99	16	62	177

※令和元年度内訳 (1) 44施設(うち実地指導18施設)・(2) 42施設/1回

※令和2年度内訳 (1) 71施設(うち実地指導37施設)・(2) 52施設/1回

※令和3年度内訳 (1) 68施設(うち実地指導37施設)・(2) 95施設/5回

※令和4年度内訳 (1) 100施設(うち実地指導89施設)・(2) 219施設/7回

※令和5年度内訳 (1) 88施設(うち実地指導61施設)・(2) 89施設/4回

栄養管理状況確認施設数(令和元年度～令和5年度)

(施設数)

年 度	特定給食施設		その他の給食施設	計
	1回100食以上又は 1日250食以上	1回300食以上又は 1日750食以上	1回100食未満又は 1日250食未満	
令和元年度	64	11	74	149
令和2年度	66	12	89	167
令和3年度	68	12	97	177
令和4年度	67	14	100	181
令和5年度	75	15	99	189

14 食品表示（保健事項）に関する相談・指導

（令和元年度までは市民健康課が実施）

- 目的 食品表示の適正化を図り、消費者が適切な情報のもとで食品を選択できるようにする。
- 対象 市内事業者および市民
- 内容 (1) 確認検査（市内で販売される食品の確認）※令和2年度から
 (2) 個別指導（事業者からの相談、監視指導や確認検査で生じた指導、措置等）
 (3) 集団指導（講習会の開催）※令和元年までは市民への講習を含む
- 事業根拠 食品表示法（平成25年法律第70号）
 健康増進法（平成14年法律第103号）第65条第1項

実施状況（令和元年度～令和5年度）

年度	確認検査 （品数）	個別指導（指導数）		集団指導 （参加施設数）
		指導	措置	
令和元年度	—	15	0	59
令和2年度	41	40	0	21
令和3年度	81	48	0	9
令和4年度	104	46	0	42
令和5年度	49	25	0	32

※令和3年度 集団指導 YouTube 視聴回数 912 回

※令和4年度 集団指導 YouTube 視聴回数 262 回

※令和5年度 集団指導 YouTube 視聴回数 167 回

第8章 医薬品等対策事業

目的	公衆衛生水準の確保と市民の健康を守るため、薬局等監視指導等を実施する。
内容	医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、薬局等の医薬品販売業、医療機器販売業等の監視指導を実施する。 また、毒物劇物等による危害又は事故を未然に防止するため、毒物劇物営業所等に立入検査を実施し、毒物劇物等の適正な取扱い、保管管理の徹底を図る。 その他、埼玉県と連携した薬物乱用防止の啓発活動や、家庭用品に係る買上検査、温泉等の利用許可及び立入検査、献血推進等を実施する。
事業根拠	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、温泉法、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律

1 薬局等許可・登録、監視指導

薬局、医薬品販売業、毒物劇物販売業等の許可・登録及び監視指導を行った。

薬局等の監視指導に当たっては、対象施設の構造設備、品質管理の状況、管理者等の実地管理の状況を調査指導し、その適正化を図った。

(令和5年度)

業態	施設数	許可（届出）件数		監視数
		新規	更新	
薬局	169	9	26	55
店舗販売業	66	1	9	18
卸売販売業	39	3	2	13
再生医療等製品販売業	3	0	0	0
高度管理医療機器等販売業・貸与業	186	10	45	43
管理医療機器販売業・貸与業	440	26		88
薬局製剤製造販売業	10	1	2	6
薬局製剤製造業	10	1	2	6

2 毒物劇物営業者等の登録、届出、監視・指導等

毒物劇物に起因する保健衛生上の危害発生の未然防止を図るため、毒物劇物販売業者等に対する監視指導を行い、毒物劇物の危害防止に関する自主管理体制を確立する。

(令和5年度)

業態	施設数	登録（届出）件数		監視数
		新規	更新	
毒物劇物販売業	79	3	9	17
毒物劇物業務上取扱者	7	1		1

3 薬物乱用防止推進事業

埼玉県春日部保健所管内薬物乱用防止指導員協議会（担当区域：春日部市、越谷市、松伏町）に協力し、イベント会場での啓発活動や街頭キャンペーンを実施するなど、薬物乱用防止の推進に努めた。

（令和5年度）

時期	内容	場所
R5.6.5	薬物乱用防止指導員協議会総会	越谷市中央市民会館
R5.7.11	青少年啓発キャンペーン	越谷市民球場
R5.10.26	薬物乱用防止指導員協議会研修会	越谷市保健所
R5.5.18～R5.12.31	薬物乱用防止啓発ポスターコンクールの後援	
通年	ポスター掲示、リーフレット配布、市ホームページ等による注意喚起・啓発	

4 無承認無許可医薬品対策（無承認無許可医薬品試買検査）

薬事監視指導の一環として、流通するいわゆる「健康食品」等について、不良品・不正表示及び虚偽誇大広告等の防止を図るとともに、買上調査を行い、医薬品成分の含有について検査する。

（令和5年度）

種類	検体数	医薬品成分検査		不正表示 検体数
		検査項目	検出検体数	
痩身用健康食品	5	30項目	0	0
強壮用健康食品	5	30項目	0	0

5 家庭用品安全対策（家庭用品試買検査）

皮膚障害等健康被害を防止するため、流通する家庭用品（肌着などの繊維製品）を買い上げ、有害物質（ホルムアルデヒド）の検査を行う。

（令和5年度）

対象品目	検体数	検査項目	不適検体数
繊維製品	18	ホルムアルデヒド	0

6 温泉利用の許可、監視・指導

温泉資源を保護し、利用の適正化を図るため、温泉の利用許可、承認、掲示事項の確認及び立入検査を行った。

（令和5年度）

施設数（許可数※）	新規許可件数	監視数
4（8）	0	4

※ 利用源泉数や浴槽数により、1施設に対して複数の許可が必要となる場合がある。

7 献血事業

(令和2年4月1日より保健総務課から生活衛生課へ事務移管)

献血者の確保を図るため、市役所、各企業、学校等において献血者の協力依頼や啓発を行う。

年度	目標 (人)	献血者数 (人)					事業費 (円)	補助金 (円)	処遇品配付 (箇所)
		受付	200mL	400mL	成分	献血実績			
令和元年度	1,843	1,564	354	878	0	1,232	72,278	64,000	3
令和2年度	1,615	1,264	223	779	0	1,002	75,572	64,000	3
令和3年度	1,699	1,400	249	850	0	1,099	77,778	64,000	2
令和4年度	1,699	1,494	235	936	0	1,171	86,558	64,000	32
令和5年度	1,699	1,445	284	850	0	1,134	70,224	64,000	32

第9章 動物管理指導事業

目 的	公衆衛生水準の確保と市民の健康を守るため、狂犬病の予防等に努めるとともに、動物の愛護及び適正な飼養等を推進する。
内 容	動物の虐待及び遺棄の防止や動物の適正飼養を推進するため、負傷した犬・猫の収容、飼い主への啓発・指導、動物取扱業の登録、監視・指導を行うとともに、狂犬病の発生を予防するため、犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付、野犬の捕獲・収容等を行う。
事業根拠	狂犬病予防法、狂犬病予防法施行令、狂犬病予防法施行規則、越谷市狂犬病予防法施行細則、動物の愛護及び管理に関する法律、動物の愛護及び管理に関する法律施行令、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則、越谷市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則、越谷市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱

1 狂犬病予防

狂犬病予防法に基づき飼い犬の登録を推進するとともに、集合注射の実施、鑑札及び注射済票交付事務の市内動物病院への委託^{※1}等により予防注射接種率の向上を図った。

※1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づく収納事務の委託

項目 年度	新規 登録頭数	年度末 登録頭数	狂犬病予防注射済票交付数			予防注射 接種率(%)
			個別	集合注射	計	
令和元年度	1,171	17,203	10,716	2,158	12,874	74.84
令和2年度	1,296	17,127	12,760	— ^{※2}	12,760	74.50
令和3年度	1,364	16,701	11,516	1,531	13,047	78.12
令和4年度	1,135	16,553	11,305	1,661	12,966	78.33
令和5年度	1,590	16,680	11,235	1,620	12,855	77.07

※2 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合注射は中止した。

2 動物の適正飼養の普及・啓発

動物の愛護及び管理に関する法律及び県条例など関係法令に基づき、犬猫など愛護動物の適正な飼養管理の推進を図った。

(1) 犬に関する苦情相談件数

項目 年度	捕獲	引取り	放し 飼い	農作物 被害	咬傷 関係	糞尿 関係	鳴き声 関係	その他	計
令和元年度	57	21	15	0	15	17	18	142	285
令和2年度	35	13	10	1	17	23	18	198	315
令和3年度	30	13	9	0	11	12	21	82	178
令和4年度	13	24	12	1	20	19	15	76	180
令和5年度	45	15	11	0	11	18	16	105	221

(2) 猫に関する苦情相談件数

項目 年度	飼養 管理	繁殖 抑制	捕獲 依頼	引取り	糞尿 関係	鳴き声 関係	悪臭 関係	その他	計
令和元年度	15	19	51	13	41	4	1	220	364
令和2年度	8	33	70	17	45	7	1	241	422
令和3年度	11	34	46	11	18	4	0	74	198
令和4年度	5	23	48	16	33	2	0	78	205
令和5年度	7	21	46	12	27	1	1	132	247

(3) 犬の収容等件数(頭)

項目 年度	収容			処分内訳					
	捕獲	引取り	計	返還	取下げ	譲渡	死亡	殺処分	計
令和元年度	32	3	35	24	0	11	1	0	36
令和2年度	18	2	20	16	0	5	0	0	21
令和3年度	19	0	19	11	0	6	0	0	17
令和4年度	11	89	100	9	0	93	0	0	102
令和5年度	12	15	27	12	0	14	1	0	27

※翌年度への繰越しがあるため、収容数と処分数は合致しない。

(4) 猫の収容等件数(頭)

項目 年度	収容			処分内訳				
	所有者不明	引取り	計	返還	譲渡	死亡	殺処分	計
令和元年度	73	11	84	7	59	17	0	83
令和2年度	67	20	87	2	77	13	0	92
令和3年度	39	2	41	1	34	7	0	42
令和4年度	58	10	68	2	49	11	0	62
令和5年度	18	55	73	1	67	6	0	74

※翌年度への繰越しがあるため、収容数と処分数は合致しない。

(5) 動物の適正飼養に係る事業

毎年、「動物の愛護及び管理に関する法律」第4条に規定される動物愛護週間に合わせて、動物の愛護と適正な飼養に関する下記普及啓発事業を行っている。

ア 犬のしつけ教室

犬の適正飼養の普及啓発のため、越谷市獣医師会等と連携し、犬のしつけ教室を実施した。

講師：外部訓練士

内容：愛犬同伴による実践形式のしつけ教室

R5実績：(開催日) 令和5年10月28日(土) (参加者数) 13名、10頭

イ 動物愛護フェスティバル

愛護団体等と連携し、動物管理センターにおいて犬猫の譲渡会のほか、犬猫の適正飼養、マイクロチップの装着及び大規模災害時の対策等に係る啓発等を実施した。

3 動物取扱業の登録、特定動物の飼養保管許可状況

第一種動物取扱業及び特定動物の飼養保管許可施設の立入調査を実施し、飼養施設の適正な管理ならびに動物の取扱いの適正化を図った。

(1) 第一種動物取扱業の登録等件数

項目 年度	施設数	登録業種内訳							登録数	立入調査数
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	競り 斡旋	譲受 飼養		
令和元年度	122	57	75	6	8	5	0	0	151	13
令和2年度	132	64	81	9	9	5	0	1	169	17
令和3年度	132	60	79	9	10	7	0	1	166	153
令和4年度	134	62	79	9	10	6	0	1	167	42
令和5年度	132	59	85	9	9	5	0	1	168	23

(2) 特定動物の飼養保管許可件数

項目 年度	施設数	動物種			立入調査数
		ワニガメ	ボア コンストラクター	インド ニシキヘビ	
令和元年度	2	0	2	1	0
令和2年度	1	0	0	1	1
令和3年度	1	0	0	1	0
令和4年度	1	0	0	1	0
令和5年度	1	0	0	1	1

4 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金の交付

市内に生息する飼い主のいない猫に対して、不妊・去勢手術を行うことを奨励し、過剰な繁殖による猫の増加を抑え、猫による被害の軽減と殺処分の削減を図り、人と動物が共生する社会を実現する。

(1) 令和5年度予算額 1,500 千円

(2) 補助金の額

不妊手術費用（メス）：1匹につき6,000円を上限とする額

去勢手術費用（オス）：1匹につき4,000円を上限とする額

(3) 対象となる猫

市内に生息している猫

市が指定する動物病院で手術を受けた猫

片方の耳端にV字のカットを施した猫

(4) 交付対象者

市内居住者、市内で活動するもの

【補助金交付実績】平成28年度から交付開始

年度	申請数	交付数			取下げ数	交付率
		メス	オス	計		
令和元年度	280	114	112	226	54	99.8%
令和2年度	266	116	105	221	45	99.9%
令和3年度	108※	119	97	216	15	98.2%
令和4年度	92	86	87	173	24	65.4%
令和5年度	98	98	105	203	27	59.5%

※令和3年度から同時に複数頭の申請が可能になったため、申請数は減少している。

第10章 食品衛生事業

目 的	食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から、必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、市民の健康の保護を図る。
内 容	食品衛生法に基づき、営業を営もうとする食品等事業者は、市長の許可を受けるか、市長へ届出を行わなければならない。食品の衛生的安全性の確保のため、食品等事業者に対し、必要な指導を行う。
事業根拠	食品衛生法、食品衛生法施行規則、食品衛生法施行条例

1 食品営業許可

(1) 食品衛生法に基づく許可施設数(業種数)

令和3年6月1日に施行された「食品衛生法の一部を改正する法律」により、食品衛生法に基づく許可の業種について34業種から32業種に再編された。

令和3年6月1日までに許可を受けていた施設(旧法に基づく許可施設)について、本来の有効期限までは新たな許可の取得は不要で、従前の営業許可の範囲で営業を行うことが出来る。

ア 旧法に基づく許可施設数

(令和5年度)

営業の種類※1	施設数※2	許可数			廃業
		新規	更新	計	
飲食店営業	1,249	0	0	0	219
菓子製造業	133	0	0	0	20
魚介類販売業	30	0	0	0	9
食品の冷凍又は冷蔵業	7	0	0	0	0
喫茶店営業	32	0	0	0	14
アイスクリーム類製造業	2	0	0	0	1
食肉処理業	12	0	0	0	1
食肉販売業	28	0	0	0	11
食肉製品製造業	1	0	0	0	0
食用油脂製造業	2	0	0	0	0
豆腐製造業	4	0	0	0	0
めん類製造業	5	0	0	0	0
そうざい製造業	13	0	0	0	0
添加物製造業	2	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	1	0	0	0	0
氷雪製造業	1	0	0	0	0
計	1,522	0	0	0	275

※1 令和5年度において市内に施設がなく、新たな許可及び廃業がなかった16業種を除く。

(乳処理業、特別牛乳さく取処理業、乳製品製造業、集乳業、魚介類せり売り営業、魚肉練り製品製造業、あん類製造業、かん詰又はびん詰食品製造業、乳酸菌飲料製造業、マーガリン又はショートニング製造業、みそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業、酒類製造業、納豆製造業、食品の放射線照射業)

※2 令和6年3月31日現在

イ 改正法に基づく許可施設数

(令和 5 年度)

営業の種類※1	施設数※2	許可数			廃業
		新規	更新	計	
飲食店営業	1,495	506	0	506	66
調理の機能を有する自動販売機	17	9	0	9	1
食肉販売業	42	7	0	7	0
魚介類販売業	39	9	0	9	2
食肉処理業	9	0	0	0	0
菓子製造業	138	39	1	40	4
アイスクリーム類製造業	1	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	1	0	0	0	0
食肉製品製造業	1	0	0	0	0
水産製品製造業	2	0	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	1	1	0	1	0
酒類製造業	1	0	0	0	0
豆腐製造業	3	1	0	1	1
麺類製造業	6	3	0	3	1
そうざい製造業	29	12	0	12	2
冷凍食品製造業	2	0	0	0	0
漬物製造業	9	1	0	1	0
密封包装食品製造業	1	0	0	0	0
食品の小分け業	4	0	0	0	0
計	1,801	588	1	589	77

※1 令和 5 年度において市内に施設がなく、新たな許可及び廃業がなかった 13 業種を除く。

(魚介類競り売り営業、集乳業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、食品の放射線照射業、乳製品製造業、冰雪製造業、液卵製造業、食用油脂製造業、納豆製造業、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業、添加物製造業)

※2 令和 6 年 3 月 31 日現在

(2) 改正法に基づく営業届出施設数

原則、すべての食品等事業者は HACCP に沿った衛生管理が義務付けられることに伴い、食品衛生監視員が対象事業者を把握できるよう、営業許可の対象となっていない業種を営む営業者は、一部の届け出対象外の営業者を除き、管轄の保健所に届け出をする。

(令和 5 年度)

営業の種類※1	営業施設数※2
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	16
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	46
乳類販売業	176
氷雪販売業	1
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	271
弁当販売業	13
野菜果物販売業	42
米穀類販売業	10
通信販売・訪問販売による販売業	4
コンビニエンスストア	141
百貨店、総合スーパー	88
自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	119
その他の食料・飲料販売業	490
いわゆる健康食品の製造・加工業	1
コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	12
農産保存食料品製造・加工業	13
調味料製造・加工業	6
精穀・製粉業	2
製茶業	2
卵選別包装業	1
その他の食料品製造・加工業	14
行商	8
集団給食施設	186
器具、容器包装の製造・加工業 （合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	17
その他	4
計	1,683

※1 令和 5 年度末において市内に施設がない 4 業種を除く。

（添加物製造・加工業（法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）、糖類製造・加工業、海藻製造・加工業、露店・仮設店舗等における飲食の提供のうち営業とみなされないもの）

※2 令和 6 年 3 月 31 日現在

2 食品関係営業者等への衛生教育

食品営業者や市民等に対し、食中毒予防のための講習会や動画配信等を通じて、正しい食品衛生知識の普及啓発に努めた。

(1) 令和 5 年度の衛生講習会実施数 9 回
令和 5 年度の衛生講習会参加者数 346 人

(2) YouTube を利用した食品衛生に関する動画配信

ア START UP HACCP

～小規模事業者（飲食店営業）向け～

視聴回数 192 回

イ 食中毒予防について	視聴回数	1,606 回
ウ ノロウイルス対策について	視聴回数	483 回
エ カンピロバクター食中毒について	視聴回数	391 回
オ 家庭でできる食中毒予防の6つのポイント	視聴回数	50 回
カ 食中毒予防__お肉はよく焼いて食べよう	視聴回数	33 回

3 食中毒事件の発生状況

食中毒の原因となった施設について、営業停止の措置をとり、この間に調理従事者の衛生講習会を実施し、再発防止策を講じた。

令和5年度の食中毒発生件数：4件

4 食品に係る苦情・相談件数

消費者及び営業者からの食品に係る苦情・相談に対して、食品製造施設等の調査を行った。

(令和5年度)

申出の内容 (項目)	申出件数	
	市内	市外
表示関連	9	0
規格基準	2	0
異物混入	16	4
カビ発生	4	1
有症苦情	53	7
虫の混入	2	0
その他	52	4
違反食品	0	13
計	138	29

※ 市内・市外の別は、当該申出に係る施設の所在地で分類したもの

5 食品収去等検査

市内で製造・販売される食品等について法等に基づき検査を実施した。

(令和5年度)

検査項目	対象食品等	検体数	項目数
微生物 (一般細菌数、大腸菌群、食中毒菌等)	冷凍食品、清涼飲料水	10	15
残留農薬	野菜、果実及びその加工品等	10	3,186
食品添加物 (指定外添加物を含む)	魚介類加工品、輸入菓子、 清涼飲料水等	10	54
動物用医薬品	食肉、魚介類等	27	1,220
アレルギー物質	加工食品等	3	6
ATP 拭き取り検査		79	79
アレルギー拭き取り検査		38	38
合 計		177	4,607

6 食品営業施設等の立入検査

食品の製造・販売施設の監視を行い、食品等における衛生上の危害の発生防止に努めた。

(1)食品衛生法に基づく許可施設の監視・立入検査数

ア 旧法に基づく許可施設の監視・立入検査数

(令和 5 年度)

営業の種類	監視件数
飲食店営業	103
菓子製造業	20
魚介類販売業	10
食品の冷凍又は冷蔵業	1
喫茶店営業	1
あん類製造業	0
アイスクリーム類製造業	0
食肉処理業	12
食肉販売業	8
食肉製品製造業	1
食用油脂製造業	0
みそ製造業	0
豆腐製造業	0
めん類製造業	0
そうざい製造業	3
添加物（法第 13 条第 1 項の規定により 規格が定められたものに限る。）製造業	0
清涼飲料水製造業	1
冰雪製造業	1
計	161

イ 改正法に基づく許可施設の監視・立入件数

(令和 5 年度)

営業の種類	監視件数
飲食店営業	362
調理の機能を有する自動販売機	0
食肉販売業	22
魚介類販売業	22
食肉処理業	0
菓子製造業	42
アイスクリーム類製造業	1
清涼飲料水製造業	2
食肉製品製造業	1
水産製品製造業	1
酒類製造業	0
みそ又はしょうゆ製造業	1
豆腐製造業	1
麺類製造業	3
そうざい製造業	7
冷凍食品製造業	0
漬物製造業	2
密封包装食品製造業	1
食品の小分け業	1
計	469

ウ 改正法に基づく営業届出施設の監視・立入件数

(令和5年度)

営業の種類	監視件数
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	0
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	11
乳類販売業	3
氷雪販売業	0
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	0
弁当販売業	3
野菜果物販売業	6
米穀類販売業	0
通信販売・訪問販売による販売業	0
コンビニエンスストア	9
百貨店、総合スーパー	28
自動販売機による販売業 （コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	1
その他の食料・飲料販売業	77
いわゆる健康食品の製造・加工業	0
コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	0
農産保存食料品製造・加工業	2
調味料製造・加工業	0
精穀・製粉業	0
製茶業	0
卵選別包装業	1
その他の食料品製造・加工業	1
行商	0
集団給食施設	34
器具、容器包装の製造・加工業 （合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	0
その他	1
計	177

7 越谷総合食品地方卸売市場の監視指導

食品の流通拠点である越谷総合食品地方卸売市場内を巡回し、仲卸業者等の店頭に並べられている食品の衛生管理や食品表示等を監視指導を実施することにより、市場内に流通する生鮮食品等の安全性確保を図った。

監視指導件数 3回（令和5年度）

第 1 1 章 食肉検査事業

1 と畜検査業務

- 目 的 食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のために、公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ、市民の健康の保護を図ることを目的とする。
- 内 容 市内と畜場（越谷食肉センター）において、と畜場法に基づきと畜検査及び獣畜の処理の適正の確保に関する監視指導を行う。
- 事業根拠 と畜場法第2条（国、都道府県及び保健所を設置する市の責務）、同法第14条（獣畜のとさつ又は解体の検査）、同法第19条（と畜検査員）

（1）市内と畜場

（令和 5 年度）

と畜場番号	と畜場名	開設年	許可頭数（頭/日）	
			大動物	小動物
1	越谷食肉センター	昭和 44 年	80	1000

（2）検査頭数の推移

（畜種）	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
牛	3,191	2,736	2,702	2,816	2,785
豚	183,332	180,789	182,640	170,481	181,289
計	186,523	183,525	185,342	173,297	184,074

（3）と畜検査に係る精密検査

生体検査や解体後検査等の検査を行った獣畜のうち、必要と認められる場合においては解体された獣畜の一部を持ち出して精密検査を実施した。

年度	項目	微生物検査	病理学検査	理化学検査
令和元年度	頭数	51	40	1
	検体数	322	208	1
	項目数	814	380	11
令和 2 年度	頭数	61	11	1
	検体数	306	54	1
	項目数	809	220	11
令和 3 年度	頭数	47	11	0
	検体数	249	50	0
	項目数	632	171	0
令和 4 年度	頭数	24	8	1
	検体数	192	56	1
	項目数	462	154	11
令和 5 年度	頭数	37	16	2
	検体数	282	32	2
	項目数	692	313	22

(4) と畜場の衛生管理に係る検査

と畜場の衛生管理状況の確認のため、ふきとり検査又は切除法による検査（枝肉の表面を無菌的に切り取る検査法）を実施し、と畜場設置者に対して結果を踏まえた衛生指導を行った。

検体数

検査項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大腸菌 0157 等	120	120	120	120	120
一般細菌数	270	140	130	120	120
大腸菌群数	270	30	-	-	-
腸内細菌科菌群数※1	-	110	130	120	120
GFAP※2	72	71	72	72	72

厚生労働省通知に基づき、令和2年6月から一般細菌の検査方法をふきとり検査から切除法に変更するとともに、検査対象を大腸菌群数から腸内細菌科菌群数に変更し、切除法により検査を行った。

(※1： 大腸菌の他、乳糖非分解の赤痢菌やサルモネラ菌等を含む。)

(※2： GFAP:Glia Fibrillary Acidic Proteinの略。神経に含まれる蛋白質。)

(5) と畜場職員等への衛生教育

と畜場職員や関係者に対して衛生管理に係る講習会を実施し、食肉衛生に関する知識の普及啓発に努める。また必要に応じて、食肉衛生に関する情報の提供を行った。

2 認定小規模食鳥処理場の監視指導業務

目 的	食鳥処理の事業について公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって市民の健康の保護を図ることを目的とする。
内 容	市内の認定小規模食鳥処理場において、施設の衛生管理に関する監視指導や業者が実施する食鳥肉等の確認に対する技術的な指導及び助言を行うことにより、施設の改善、食品の安全確認及び業者の自主管理を推進する。
事業根拠	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第1条の2（国及び都道府県等の責務）、同法第16条（認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥検査の特例）、同法第39条（食鳥検査等を実施する職員）

(1) 市内認定小規模食鳥処理場

(令和5年度)

	処理場名	取り扱う食鳥の種類	生鳥取扱いの有無	備考
1	(有)鳥安	あひる	無	
2	総合食肉卸マルヒデフーズ	鶏	無	
3	宮内庁埼玉鴨場	あひる	有	
4	(株)鴨澤	あひる	無	
5	(株)鳥清	鶏	無	届出食肉販売業者
6	(有)浜野食鳥	鶏	有	

(2) 認定小規模食鳥処理場等の指導件数

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定小規模 食鳥処理場	生鳥取扱施設	11	7	7	4	4
	上記以外	28	9	15	15	13
届出食肉販売業施設（再掲）		5	2	3	3	3

3 発表等実績

- (1) 研修会名：第17回埼玉県内食肉衛生検査所等精密検査技術検討会

開催月：令和5年10月

発表内容：「牛の心臓の腫瘍」

- (2) 研修会名：令和5年度埼玉県・さいたま市・川口市・越谷市食肉衛生技術研修会

開催月：令和6年2月

発表内容：「と畜検査で確認された牛の単包虫症の一例について」

第 1 2 章 衛生検査事業

1 衛生検査事業

- 目 的 食の安心・安全及び感染症の拡大を防ぐ等、衛生検査を実施することにより住民の健康上の安全を確保する。
- 内 容 市が主体となり計画・実施する行政検査と、住民からの依頼により実施する依頼検査がある。当課で対応可能な検査項目は下記のとおりである。

検査項目一覧

種 類		主な検査項目
行政検査	食品衛生監視指導計画に基づく検査	・微生物 ：一般細菌、黄色ブドウ球菌、<i>E.coli</i>、大腸菌群、腸炎ビブリオ、サルモネラ属菌、クロストリジウム属菌 ・理化学 ：食品添加物、残留動物用医薬品、残留農薬等
	食中毒関連検査	・細菌 ：病原大腸菌、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ、サルモネラ、カンピロバクター、ウェルシュ菌、セレウス菌、赤痢、コレラ等 ・ウイルス ：ノロウイルス、サポウイルス、ロタウイルス、A型肝炎、E型肝炎等 ・寄生虫 ：アニサキス、クドア ・理化学 ：ソラニン、ヒスタミン等
	感染症検査	・三類感染症 - 腸管出血性大腸菌、コレラ、腸チフス、パラチフス、赤痢 ・四類感染症 - E型肝炎、A型肝炎、デング熱、レジオネラ症 ・五類感染症 - 新型コロナウイルス感染症（ゲノム解析を含む）、麻疹、風しん、感染性胃腸炎（ノロウイルス、サポウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス、アストロウイルス）、インフルエンザ ・急性呼吸器疾患（19項目）
	結核検査	・IGRA検査 ・遺伝子検査（喀痰）
	健康食品の検査	・痩身成分 ・強壮成分
	家庭用品の検査	・ホルムアルデヒド等
	環境水等の水質検査	・レジオネラ属菌等
依頼検査	性感染症検査	・HIV、B型肝炎、C型肝炎、梅毒

事業根拠 食品衛生法第 6 条、第 25 条、第 26 条、第 28 条、第 58 条
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条、第 17 条、第 18 条
 公衆浴場法第 6 条
 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第 4 条、第 6 条
 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針
 肝炎対策の推進に関する基本的な指針
 性感染症に関する特定感染症予防指針

2 令和5年度検査実施状況

(1) 行政検査

1) 食品衛生監視指導計画に基づく検査

ア 食品収去等検査（微生物）

10 検体延べ 15 項目の検査を行った。基準値を超える検体はなかった。

食品収去等検査数（微生物）

食品分類 検査項目	清涼飲料水	冷凍食品	計
検体数	5	5	10
項目数	5	10	15
細菌数	0	5	5
大腸菌群	5	4	9
<i>E. coli</i>	0	1	1
腸炎ビブリオ最確数	0	0	0
黄色ブドウ球菌	0	0	0
サルモネラ属菌	0	0	0
クロストリジウム属菌	0	0	0

イ 食品収去等検査（理化学）

47 検体延べ 4,460 項目の検査を行った。基準値を超える検体はなかった。

食品収去等検査数（理化学）

食品分類 検査項目	清涼飲料水	そうざい類	鶏卵	食肉	野菜・果実	計
検体数	10	5	2	25	5	47
項目数	1,590	29	80	1,140	1,621	4,460
保存料	15	15	0	0	0	30
甘味料	10	10	0	0	0	20
漂白剤	0	4	0	0	0	4
動物用医薬品	0	0	80	1,140	0	1,220
残留農薬	1,565	0	0	0	1,621	3,186

2) 食中毒関連検査

食中毒疑いにより健康被害が発生した発症者及び従業員の便、拭き取り検体、食品検体及び虫体を計 79 検体検査した。陽性数は、カンピロバクター (*C. jejuni* & *C. coli*) 1 件、黄色ブドウ球菌 (*sea* 保有株 1 件、*seb* 保有株 1 件、*sea*、*sed* & *see* 保有株 1 件) 計 3 件、病原大腸菌 (*astA* 保有株 1 件、*stx2* 保有株 2 件) 計 3 件、ノロウイルス (GⅠ 2 件、GⅡ 2 件) 計 4 件及びアニサキス (*A. simplex*) 3 件で、計 14 件であった。

食中毒関連検査数

検体種類	検体数	陽性数
便検体	44	9
拭き取り検体	24	0
食品検体	8	2
虫体	3	3
計	79	14

検査項目	検体数	陽性数
赤痢	20	0
サルモネラ	20	0
腸炎ビブリオ	20	0
コレラ	20	0
カンピロバクター	21	1
黄色ブドウ球菌	20	3
ウェルシュ菌	20	0
セレウス菌	20	0
病原大腸菌	71	3
ノロウイルス	24	4
アニサキス	3	3

3) 感染症検査

腸管出血性大腸菌や感染性胃腸炎、新型コロナウイルス等を検査した。陽性数は腸管出血性大腸菌（O157 VT1VT2 6件、O157 VT1VT2&O26 VT1 1件、O128 VT1VT2 1件、O146 VT1 1件）計9件、レジオネラ属菌（*L.pneumophila* SG1）2件、ノロウイルス（GⅡ）1件、デングウイルス（2型）3件、新型コロナウイルス6件であった。

令和4年11月から越谷市立病院より新型コロナウイルスの検体を譲り受け、市独自のゲノム解析サーベイランス体制を構築した。令和5年度の実施検体数は273件であった。

令和6年2月27日から定点医療機関より急性呼吸器感染症（インフルエンザ他20項目）のサーベイランスを開始した。陽性数はインフルエンザウイルスA型（Ah1pdm09系統）2件、インフルエンザウイルスB型（Victoria系統）3件、コロナウイルス（NL63）1件、RSウイルス2件、ヒトメタニューモウイルス1件であった。

感染症検査数

検査項目	検体数	陽性数
腸管出血性大腸菌	62	9
レジオネラ属菌	10	2
ノロウイルス	2	1
サポウイルス	2	0
ロタウイルス	2	0
アデノウイルス	2	0
アストロウイルス	2	0
麻しん	4	0
風しん	4	0
デングウイルス	3	3
新型コロナウイルス	9	6
-ゲノム解析	273	-
インフルエンザウイルスA型	11	2
インフルエンザウイルスB型	11	3
コロナウイルス	7	1
RSウイルス	7	2
ヒトメタニューモウイルス	7	1

4) 結核検査

結核患者の家族及び同居者並びに患者の接触者を対象として、IGRA検査（インターフェロン- γ 遊離試験）を166検体実施した。陽性数は5件であった。

結核検査数

検査項目	検体数	陽性数
IGRA検査	166	5

5) 健康食品の検査

痩身用健康食品及び強壮用健康食品計 10 検体において、含有の疑われる医薬品成分の検査を行った。痩身用健康食品は 21 項目、強壮用健康食品は 11 項目、計 30 項目（重複成分あり）を対象とした。医薬品成分を検出した検体はなかった。

健康食品の検査数

	検査項目	検体数	検出数
痩身成分	フェンフルラミン	10	0
	N-ニトロソフェンフルラミン		
	シブトラミン		
	デスメチルシブトラミン		
	マジンドール		
	オリスタット		
	グリベンクラミド		
	ピオグリダゾン		
	フロセミド		
	ビサコジル		
	フェノールフタレイン		
	フェントラミン*		
	トルブタミド		
	アセトヘキサミド		
	スピロノラクトン		
	ヨヒンビン*		
	ヒドロクロロチアジド		
	フルオキセチン		
	プロプラノロール		
	グリメピリド		
	マグノフロリン		
強壮成分	シルデナフィル	10	0
	タダラフィル		
	バルデナフィル		
	ホンデナフィル		
	ヒドロキシホモシルデナフィル		
	ホモシルデナフィル		
	キサントアントラフィル		
	チオキナペリフィル		
	イカリイン		
	フェントラミン*		
	ヨヒンビン*		

*重複成分

6) 家庭用品の検査

出生後 24 月以内の乳幼児の衣料等繊維製品 14 検体及び繊維製品のうち出生後 24 月以内の乳幼児用のものを除いた 4 検体、計 18 検体のホルムアルデヒドの検査を行った。基準値を超える検体はなかった。

家庭用品の検査数

検査項目	検体数	不適数
ホルムアルデヒド	18	0

7) 環境水等の水質検査

レジオネラ症発生源の調査として施設内の浴槽水 11 検体の検査を実施し、検出された検体はなかった。

環境水等の水質検査数

検査項目	検体数	不適数
レジオネラ属菌	11	0

(2) 依頼検査

性感染症検査

通常検査（H I V、B 型肝炎、C 型肝炎及び梅毒）の検査依頼は 108 名であり、陽性数は梅毒 6 件であった。即日検査（H I V 及び梅毒）の検査依頼は 145 名であり、陽性数は梅毒 3 件であった。

性感染症検査数（通常検査）

検査項目	検体数	陽性数
H I V	105	0
B 型肝炎	105	0
C 型肝炎	104	0
梅毒	106	6

性感染症検査数（即日検査）

検査項目	検体数	陽性数
H I V	144	0
梅毒	144	3

3 令和5年度精度管理実施状況

食品収去検査において検査の信頼性を確保するため、「越谷市食品衛生検査施設等における外部精度管理調査実施要領」及び「越谷市食品衛生検査施設等における精度管理実施要領」に従い、外部精度管理調査の参加及び内部精度管理を実施した。なお、内部精度管理は、検査の都度実施する精度管理（検査時）及び定期的に実施する精度管理（技能評価）を行った。

食品以外の各検査においても、外部精度管理調査への参加及び内部精度管理を実施した。

(1)外部精度管理

食品収去検査（理化学、微生物）、性感染症検査、感染症検査、環境水検査、結核検査に関して、延べ15件21項目を実施した（表1）。

表1 外部精度管理実施状況

検査区分	実施月	実施機関	検体	検査項目
感染症検査	5月	国立感染症研究所	RNA	新型コロナウイルス (遺伝子配列の解読・解析)
性感染症検査	6月	日本臨床衛生検査技師会	血清	HBs 抗原・HCV 抗体・TP 抗体
食品収去検査 (微生物)	6月	一般財団法人食品薬品安全センター 秦野研究所	ハンバー グ	<i>E.coli</i>
食品収去検査 (理化学)	6月	一般財団法人食品薬品安全センター 秦野研究所	ほうれん そうペー スト	残留農薬2種
食品収去検査 (微生物)	7月	一般財団法人食品薬品安全センター 秦野研究所	白飯	一般細菌数
食品収去検査 (理化学)	7月	一般財団法人食品薬品安全センター 秦野研究所	果実ペー スト	ソルビン酸
感染症検査	7月	国立感染症研究所	模擬検体 乾燥品	麻しん・風しんウイル ス
食品収去検査 (理化学)	9月	一般財団法人食品薬品安全センター 秦野研究所	かぼちゃ ペースト	残留農薬3種
食品収去検査 (理化学)	9月	一般財団法人食品薬品安全センター 秦野研究所	豚肉ペー スト	動物用医薬品 (スルファジミジン)
食品収去検査 (微生物)	10月	一般財団法人食品薬品安全センター 秦野研究所	液卵	サルモネラ属菌
感染症検査	11月	国立感染症研究所	菌株	コレラ菌
食品収去検査 (微生物)	11月	一般財団法人食品薬品安全センター 秦野研究所	ハンバー グ	大腸菌群
感染症検査	1月	国立感染症研究所	RNA	新型コロナウイルス (核酸検出検査)
結核検査	1月	特定非営利活動法人結核感染診断研究 会事務局	血清	IFN- γ
環境水検査	2月	令和4年度厚生労働科学研究補助金 健康安全・危機管理対策総合研究事業	バイオボ ール	レジオネラ属菌

(2)内部精度管理

食品収去検査（理化学、微生物）に関して、延べ 3 件 3 項目の精度管理（技能評価）実施した（表 2）。いずれも評価は適であった。

表 2 内部精度管理実施状況

検査区分	実施月	実施機関	検体	検査項目
食品収去検査 (理化学)	7 月	信頼性確保部門	果実ペースト	ソルビン酸
食品収去検査 (理化学)	9 月	信頼性確保部門	とうもろこしペースト	クロルピリホス
食品収去検査 (微生物)	3 月	信頼性確保部門	食肉製品	大腸菌群

4 調査研究等

学会発表

坂田恭平

中核市保健所衛生検査施設における新型コロナウイルス感染症検査に係わる総括，第 82 回日本公衆衛生学会総会・ポスター発表(茨城県)，2023 年 10 月・11 月

坂田恭平，今井大貴，丸山裕太，古井悠賀，田村彩，藤田和昭

腸管出血性大腸菌 0157 患者との接触者に 0157、026 混合感染が認められた事例について，第 25 回埼玉県健康福祉研究発表会・誌上発表(埼玉県)，2024 年 1 月

今井大貴，坂田恭平，古井悠賀，藤田和昭

遺伝子解析による衛生害虫の同定について，第 25 回埼玉県健康福祉研究発表会・口頭発表(埼玉県)，2024 年 1 月

古井悠賀，坂田恭平，今井大貴，古田葉子，藤田和昭

腸管出血性大腸菌 検査・診断マニュアルの改訂にともなう陰性確認方法の検討について，第 35 回地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部細菌研究部会・口頭発表(群馬県)，2024 年 2 月

中核市保健所衛生検査施設における新型コロナウイルス感染症検査に係わる総括

越谷市保健所
坂田恭平

【目的】

越谷市は平成 27 年 4 月に中核市に移行し、独自の保健所衛生検査施設を設置した。当所では令和 2 年 3 月より新型コロナウイルス感染症のリアルタイム PCR による検査対応を開始し、現在ではゲノム解析まで行っている。管轄地域が限定される中核市保健所衛生検査施設における、これまでの新型コロナウイルス感染症検査の対応経過、陽性数、変異株スクリーニング、ゲノム解析を通じて得た知見について報告する。

【方法】

リアルタイム PCR は国立感染症研究所の病原体検出マニュアルにより実施した。その後、大量検体時には SARS-CoV2 Direct Detection RT-qPCR Kit (Takara) を併用した。各厚生労働省通知に従い、N501Y、L452R、G339D について変異株スクリーニングを実施した。また、令和 4 年 2 月から国立感染症研究所の新型コロナウイルスゲノム解読プロトコルにより Nanopore Mk1c (Oxford) を使用したゲノム解析を実施したほか、同年 11 月より越谷市立病院と連携した市独自のサーベイランス体制を構築した。

【結果】

リアルタイム PCR による検査数は 11,151 件、陽性数は 2,275 件であった。変異株スクリーニングは N501Y 検査数 246 件、L452R 検査数 788 件、G339D 検査数 145 件を実施した。ゲノム解析は 668 件実施し、BA.1 系統 213 件、BA.2 系統 137 件、BA.5 系統 307 件、組換え体 10 件、未確定 1 件であった。(令和 5 年 4 月末日現在)

【結論】

陽性数、変異株スクリーニング、主流系統の推移は首都圏と同じ流行が確認された。市内において散発されたクラスターの発生においては緊急的に検査を行い、その結果、同一系統であることを確認し、単一の感染経路と推察できた。市独自で対応することによって、結果については即座に現場に還元し、感染拡大防止の一助とすることができた。

当所には経験が豊富な検査員が乏しいため、国、県と他市の協力が必要不可欠であった。備品については、リアルタイム PCR 装置を増設し、自動核酸抽出装置と次世代シーケンサーを新設して、本感染症に対応した。ゲノム解析はコスト面から Nanopore Mk1c を導入した。当初本機器の導入にあたっては知識、技術の不安はあったが、国立感染症研究所の細やかなマニュアルがあったことや先進的に実施していた自治体から研修を受けることによって対応することができた。

腸管出血性大腸菌 0157 患者との接触者に 0157、026 混合感染が認められた事例について

越谷市保健医療部衛生検査課

○坂田恭平 今井大貴 丸山裕太 古井悠賀 田村彩 藤田和昭

1 目的

3 類感染症が発生した場合、感染症のまん延を防止するために、接触者は対象感染症にかかっているかどうかに関する健康診断(いわゆる接触者検診)を受けなければならない。この時、検査対象となる感染症は患者本人がかかっている感染症だけとなる。今回、腸管出血性大腸菌 0157 VT1&2 の患者の接触者から、0157 VT1&2 と併せて 026 VT1 が検出された事例があったので報告する。

2 方法

腸管出血性大腸菌感染症 0157 VT1&2 が管内で発生し、患者本人と接触者 1 名の検体が当課に搬入され、接触者検診を以下のとおり実施した。

1 日目、0157 の選択培地である CT 加ソルビトール MAC (CT-SMAC) と腸管出血性大腸菌を幅広く検出する CT 不含クロモアガー STEC に便を塗抹し、37℃ で一晚培養をした。2 日目、培養 19 時間後に、クロモアガー STEC で藤色の定型集落 3 株、念のため CT-SMAC で薄紅色の非定型集落 3 株に確認培養を実施した。また、培養 24 時間後(実際は培養 19 時間後以降室温放置)の CT-SMAC で無色半透明の定型集落が確認できたため、追加で 3 株に確認培養を実施した。確認培養は TSI 培地、LIM 培地、SC 培地を使用した。3 日目、確認培養の判定と併せて VT 遺伝子検出試験と 0 抗原血清型別試験を実施した。VT 遺伝子検出試験は、腸管出血性大腸菌 (EHEC) 検査・診断マニュアルに記載のあるマルチプレックスリアルタイム PCR のプライマー配列を参考に、TaqPath qPCR Master Mix, CG (Thermo Fisher Scientific) を使用し、表 1 のとおりの反応液と条件で実施した。遺伝子抽出は、カネカ簡易 DNA 抽出キット Version2 (カネカ) を使用した。0 抗原血清型別試験は、病原大腸菌免疫血清「生研」(デンカ) を使用して、添付文書のとおり加熱抗原を作製して、実施した。

表 1 <マルチプレックスリアルタイム PCR 反応液組成及び反応条件>

組成	(μ L)	条件(Run mode:Fast)
滅菌水(PCR グレード)	5.8	Step1: 50℃, 2 min
Taqpath qPCR Master Mix, CG	10	
<i>stx1</i> forward primer[20 μ M], <i>stx1</i> reverse primer[20 μ M]	各 0.2	Step2: 95℃, 20 sec
<i>stx1</i> probe[10 μ M]	0.4	
<i>stx2</i> forward primer[20 μ M], <i>stx2</i> reverse primer[20 μ M]	各 0.2	Step3: 95℃, 1 sec
<i>stx2</i> probe[10 μ M]	0.4	
<i>stx2f</i> -815F[20 μ M], <i>stx2f</i> -904R[20 μ M], <i>stx2f</i> -Pr850[20 μ M]	各 0.2	Step4: 60℃, 20 sec
Template DNA	2	(total 40 cycles)

3 結果、考察

結果は表 2 のとおり接触者に 0157 VT1&2 と 026 VT1 の混合感染が確認された。クロモアガー STEC の典型集落と CT-SMAC の非典型集落より 026 VT1 が検出され、CT-SMAC の典型集落より、0157 VT1&2 が検出された。疫学調査より患者本人と接触者 1 名は海外渡航歴があり、そこで生レバーを喫食したとのことであった。このことから、生レバーからの腸管出血性大腸菌の混合感染が疑われた。なお、患者本人は既に服薬をしており当課の結果では陰性であったが、行動履歴は接触者と同じであることから、患者本人も 0157 VT1&2 と 026 VT1 の混合感染をしていた可能性があると考えられた。

当課では、0157 については CT-SMAC で無色(ソルビトール分解陰性)のコロニーを釣菌しており、加えて、稀に CT 感受性を示す株の報告があることやソルビトール遅発酵の株があることから、CT 不含で糖分解以外の特殊酵素基質により鑑別するクロモアガー STEC を併用している。今回、培養 19 時間後では CT-SMAC 上で無色半透明の 0157 定型集落は小さいうえに数が少なかったた

め、0157 の釣菌は困難であった。また、クロモアガーSTEC においても、培養 19 時間後では 0157 と 026 の鑑別は困難であったが、培養 24 時間後(実際は培養 19 時間後以降室温放置)の状態では、同じ藤色の定型集落であっても形状の違うコロニーが観察された。これらのことから、CT-SMAC だけを使用した場合には典型集落なしとして終わらせていた可能性があり、クロモアガーSTEC 等の併用は、0157 以外の腸管出血性大腸菌を漏れることなく検出することができたため、有効であった。また、対象以外のコロニーが明らかに多い場合においては、培養時間を基準の遅い方に合わせて培養することも有効であると考えられた。

感染症法に係る接触者検診、陰性確認等の検査対象が限定されている検査においても、複数の感染症にかかっている可能性がある。検査時においては、聞き取り調査等の疫学情報を主管課と共有することによって、複数の感染症にかかっていることが想定しやすくなるため、情報の共有は重要であることを再認識させられた事例であった。

表 2<結果一覧>

番号	釣菌 培地	コロニー 色調	培養 時間	TSI 培地				LIM 培地			SC 培地	VT	O 抗原
				斜面	高層	H ₂ S	GAS	LDC	IND	MOB			
1	STEC	藤色	19h	+	+	-	+ ^w	+ ^w	+	+ ^w	-	VT1	026
2	STEC	藤色	19h	+	+	-	-	+ ^w	+	+	-	-	省略
3	STEC	藤色	19h	+	+	-	-	+ ^w	+	+ ^w	-	VT1	026
4	SMAC	薄紅色	19h	+	+	-	+ ^w	+ ^w	+	+ ^w	-	VT1	026
5	SMAC	薄紅色	19h	+	+	-	+ ^w	+ ^w	+	+ ^w	-	VT1	026
6	SMAC	薄紅色	19h	+	+	-	+ ^w	+ ^w	+	+ ^w	-	VT1	026
7	SMAC	無色半透明	24h	+	+	-	+	+ ^w	+	+ ^w	-	VT1&2	0157
8	SMAC	無色半透明	24h	+	+	-	+	+ ^w	+	+ ^w	-	VT1&2	0157
9	SMAC	無色半透明	24h	+	+	-	+	+ ^w	+	+ ^w	-	VT1&2	0157

(注) STEC: クロモアガーSTEC、SMAC: CT-SMAC

遺伝子解析による衛生害虫の同定について

越谷市保健所 衛生検査課

○今井大貴 坂田恭平 古井悠賀 藤田和昭

1 背景・目的

衛生害虫は人体に衛生上の害を及ぼす害虫類で、昆虫類のみならず人に不快な思いをさせる動物種も幅広く含まれる。衛生害虫を同定することは、生活衛生上の対応や感染症予防の観点から重要であるが、その形態学的検査法のみでは同定に苦慮する場面が見受けられる。2020年度より当所に導入されているDNAシーケンスを用いた遺伝子解析法は比較的容易であるが、どの程度の検体量で同定可能か、様々な衛生害虫に適用可能か不明である。そこで今回、①遺伝子解析法に必要な虫体の検体量及び、②昆虫類に加えそれ以外の動物種も同定可能であるか検討した。

2 実施内容

① ハバチ科昆虫（体長約1 cm）について形態学的検査法の後、遺伝子解析法として次のとおり実施した。虫体の後脚先端部1か所、後翅1枚、後脚1本及び腹部について、DNeasy Blood & tissue Kit（キアゲン）で遺伝子抽出し、遺伝子量を定量した。その後、虫異物同定用プライマーセット（ファスマック）を用いて、C0 I（cytochrome c oxidase subunit I）-A、C0 I-B及び16S（16S rRNA）の遺伝子領域計3か所を遺伝子増幅した。遺伝子増幅産物をDNAシーケンサーに供し、得られた遺伝子配列をデータベース（BLAST）で検索した。

② 節足動物の昆虫類3種及び甲殻類1種に加え、扁形動物1種について遺伝子解析法で同定を試みた。なお、PCRによる遺伝子増幅後の電気泳動で複数のバンドが確認された場合、そのまま用いるものと、バンド切り出し後にQIAquick® Gel Extraction Kit（キアゲン）で精製したものとを遺伝子解析に供し、比較した。

3 成果、効果又は実施結果

① ハバチ科昆虫の後脚先端部、後翅及び後脚（遺伝子濃度0.04-0.33 ng/μL）ではPCRによる遺伝子増幅をすることができたが、腹部（遺伝子濃度約48.00 ng/μL）では遺伝子増幅をすることができなかった（表1）。遺伝子解析には、最も遺伝子量の少ない検体である後脚先端部を用いた。その結果、C0 I-A及びBで解析をすることができたが、複数の虫種が候補に挙がった。形態学的検査と併せることでその候補が除外され、科までの同定はできた（*Dolerus*属及び*Nipponorynchus*属はハバチ科に含まれる）が、属の同定までは至らなかった（表2）。

<表1> 抽出遺伝子濃度（ハバチ科）

採材部位	遺伝子濃度 (ng/μL)	遺伝子増幅 の可否
後脚先端部	0.04	可
後翅	0.09	可
後脚	0.33	可
腹部	約48.00	不可

② 今回検討に供した衛生害虫5種は、PCRで非特異的な遺伝子増幅や、データベース検索において複数の虫種が該当することもあったものの、形態学的検査と併せて種まで同定することができた（表2）。

昆虫類であるクロゴキブリは全てのプライマーセット、ホソヒラタアブはC0 I-A及びB、コナチャタテムシは16Sのみで解析可能であった。遺伝子配列とデータベース配列との一致率はそれぞれ100%、100%及び99.30%の一致で、同定することができた。また、ホソヒラタアブは、幼虫での検査であったが同定することができた。甲殻類であるサケジラミはC0 I-A及び16Sで解析可能で、16Sにおいて100%の一致であり、同定することができた。扁形動物であるネオヘテロボツリウム・ヒラメはC0 I-B及び16Sで解析可能で、16Sにおいて100%の一致であり、同定することができた。

サケジラミ及びネオヘテロボツリウム・ヒラメは遺伝子増幅後の電気泳動にて、16Sで複数のバンドが確認された。そのため、精製を行わないものと、ゲル切り出しによる精製をしたものとで遺伝子解析をしたところ、精製を行ったものののみ遺伝子解析が可能であった。

<表 2> 遺伝子解析法を用いた検討により、節足動物及び扁形動物の同定が可能であった
(遺伝子配列が最も一致したもののみ記載)
節足動物 (昆虫類)

	C0 I-A	C0 I-B	16S	総合判定 (和名)
	<i>Dolerus nautics</i> (96.83%)* ¹	<i>Nipponorynchus bimaculatus</i> (100%) * ¹	一致配列なし	ハバチ科
	<i>Periplaneta fuliginosa</i> (100%)	<i>Periplaneta fuliginosa</i> (100%)	<i>Periplaneta fuliginosa</i> (100%)	<i>Periplaneta fuliginosa</i> (クロゴキブリ)
	<i>Episyrphus balteatus</i> (100%)	<i>Episyrphus balteatus</i> (100%)	一致配列なし	<i>Episyrphus balteatus</i> (ホソヒラタアブ)
	解析不可	解析不可	<i>Liposcelis decolor</i> (99.30%)	<i>Liposcelis decolor</i> (コナチャタテムシ)

節足動物 (甲殻類)

	C0 I-A	C0 I-B	16S	総合判定 (和名)
	<i>Lepeophtheirus cuneifer</i> (85.71%)	解析不可	<i>Lepeophtheirus salmonis</i> (100%)* ²	<i>Lepeophtheirus salmonis</i> (サケジラミ)

扁形動物 (単生類)

	C0 I-A	C0 I-B	16S	総合判定 (和名)
	解析不可	<i>Neoheterobothrium hirame</i> (96.64%)	<i>Neoheterobothrium hirame</i> (100%)* ²	<i>Neoheterobothrium hirame</i> (ネオヘテロボツリウム・ヒラメ)

() 内数字は遺伝子配列とデータベース配列との一致率

*¹: 形態学的検査により除外 *²: ゲル切り出し後に精製した検体を解析

4 評価・効果的な事業展開に向けて

今回の検討により、①ハバチ科の後脚先端部 (遺伝子量 0.04 ng/μL) 程度の検体量であれば、今回は種の同定には至らなかったものの遺伝子増幅ができたことから、遺伝子解析法に供することが可能であること、②節足動物 (昆虫類及び甲殻類) のみならず扁形動物も同定可能であることが示唆された。また、さらに精度の向上を期待するためには、適切な遺伝子量で検査を行うことや PCR による非特異的な遺伝子増幅に対処することが重要である。加えて、遺伝子解析法は虫体の一部があれば実施できるが、遺伝子解析法はデータベース上に登録してある情報に依存することから、形態学的検査法による情報も重要である。

腸管出血性大腸菌 検査・診断マニュアルの改訂にともなう

陰性確認方法の検討について

越谷市衛生試験所

○古井悠賀 坂田恭平 今井大貴 古田葉子 藤田和昭

【目的】

2022年10月に腸管出血性大腸菌（EHEC）検査・診断マニュアル（以下、マニュアル）が改訂され、「4. EHECの陰性確認方法」が追記された。そのなかで「増菌培養後のPCR法またはLAMP法のみで陰性確認が可能であると判断される場合には、便からの増菌培養後のPCR法またはLAMP法による確認のみで陰性確認が可能であるものと考えられる。」と記載されている。当市の従来の検査法（以下、従来法）では、OUTの場合は陰性であっても検査結果まで3日間要していた。マニュアルの検査法（以下、新法）は従来法より検査日数の短縮と増菌による感度の向上が見込まれるため、当市での導入を目的として陰性確認方法を検討したので報告する。

【材料及び方法】

1. 使用菌株

stx のサブタイプを確認するために、国立感染症研究所より分与された EHEC (*stx1a*, *stx1c*, *stx1d*, *stx2a*, *stx2b*, *stx2c*, *stx2d*, *stx2e*, *stx2f*, *stx2g*) 10 株、臨床から分離された株を確認するために、2017 年～2023 年に当所にて分離された EHEC 8 株、陰性対象として *stx* 非保有 *E. coli* 1 株、計 19 株を使用した（表 1）。

2. 試薬

遺伝子抽出試薬は、カネカ簡易 DNA 抽出キット version2(カネカ)、マルチプレックスリアルタイム PCR 酵素試薬は、TaqPath qPCR Master Mix, CG (Thermo Fisher Scientific) を用いた。遺伝子抽出試薬、マルチプレックスリアルタイム PCR 酵素試薬ともに、臨床検体中の阻害物質の影響を受けづらい試薬を選択した。マルチプレックスリアルタイム PCR のプライマー及びプローブはマニュアル「*stx1a*, *stx1c*, *stx1d* の共通領域, *stx2a*, *stx2b*, *stx2c*, *stx2d*, *stx2e*, *stx2g* の共通領域および *stx2f* を標的としたマルチプレックスリアルタイム PCR 法」に記載されている配列を使用した。

3. 方法

TSB に菌株を接種し一晩培養したものを原液とし、原液を生理食塩水で 10^8 倍まで希釈した。その後 10^6 、 10^7 、 10^8 倍に希釈した菌液を mEC 10mL に 1 mL ずつ接種した。希釈菌液を添加した mEC に EHEC 陰性の便を適量入れ、37℃及び 42℃で一晩培養した。増菌培養後の mEC 10μL を遺伝子抽出し、マルチプレックスリアルタイム PCR を実施した。また、mEC に添加した希釈菌液を、それぞれ MH、DHL に塗抹し、37℃で一晩培養後、生菌数を確認した。この生菌数より mEC への接種菌量を算出した。

【結果】

マルチプレックスリアルタイム PCR の結果より、全ての *stx* は正しく検出された。また、接種菌量は約 $10^0 \sim 10^2$ cfu/mL であったが、全ての菌株において、各温度条件で接種菌量に関わらず同程度の Ct 値が得られた（表 1）。培養温度については、42℃に比べ 37℃の方が Ct 値は低い傾向にあった。希釈菌液の MH と DHL の発育については、0118:H- *stx2* を除く全ての菌株で同程度の生菌数が確認された。0118:H- *stx2* については、マルチプレックスリアルタイム PCR 陽性であり、MH では 10^6 倍希釈で 1.1×10^2 cfu /mL、 10^7 倍希釈で 1.5×10^1 cfu /mL、 10^8 倍希釈で 1.1×10^0 cfu /mL の発育が確認されたが、DHL では全ての希釈菌液で発育が認められなかった。なお、0118:H- *stx2* 培養後の TSB を DHL に塗抹すると発育が認められた。

【考察】

接種した菌量に関わらず同程度の Ct 値が得られたことより、添加する糞便中に 10⁰ cfu/g 程度の菌量があれば検出可能であることが確認された。また、DHL で発育がない菌株もあったことから、増菌培地の必要性が示唆された。培養温度については、37℃の方が Ct 値は低い傾向にあったため、今回の検討では 37℃の方が有用であった。新法は検体が陰性であった場合、従来法より検査日数を 1 日短縮することが可能である。検出感度も良好であるため、今後、当市では導入を目指していく。

表 1 マルチプレックスリアルタイムPCR結果

由来株	O抗原	stx遺伝子	接種菌量 cfu/mL	37℃ Ct値			42℃ Ct値			由来株	O抗原	stx遺伝子	接種菌量 cfu/mL	37℃ Ct値			42℃ Ct値		
				stx1	stx2	stx2f	stx1	stx2	stx2f					stx1	stx2	stx2f	stx1	stx2	stx2f
分与株	O157	1a/2a	10 ⁰	20.7	19.4	UND	21.0	19.9	UND	越谷市株	O103	1	10 ⁰	21.3	UND	UND	22.2	UND	UND
			10 ¹	20.6	19.2	UND	21.0	19.9	UND				10 ¹	21.3	UND	UND	21.8	UND	UND
			10 ²	20.1	19.0	UND	21.6	20.6	UND				10 ²	21.3	UND	UND	22.1	UND	UND
	O174	1c/2b	10 ⁰	20.7	19.7	UND	22.6	21.3	UND		O146	1	10 ⁰	20.9	UND	UND	21.2	UND	UND
			10 ¹	20.9	19.7	UND	22.4	21.0	UND				10 ¹	21.1	UND	UND	21.2	UND	UND
			10 ²	21	20.1	UND	23.0	21.7	UND				10 ²	21.1	UND	UND	21.5	UND	UND
	O8	1d	10 ⁰	20.7	UND	UND	22.3	UND	UND		OUT	1	10 ⁰	20.9	UND	UND	22.6	UND	UND
			10 ¹	20.8	UND	UND	21.3	UND	UND				10 ¹	20.8	UND	UND	22.3	UND	UND
			10 ²	20.5	UND	UND	21.1	UND	UND				10 ²	21.0	UND	UND	22.4	UND	UND
	O48	1a/2a	10 ⁰	20.8	19.2	UND	22.0	19.8	UND		OUT	2	10 ⁰	UND	19.4	UND	UND	22.7	UND
			10 ¹	20.8	19.1	UND	21.9	19.9	UND				10 ¹	UND	19.2	UND	UND	21.7	UND
			10 ²	20.9	19.3	UND	22.2	20.0	UND				10 ²	UND	19.2	UND	UND	21.8	UND
	O118	2b	10 ⁰	UND	19.5	UND	UND	21.0	UND		OUT	2	10 ⁰	UND	19.8	UND	UND	21.9	UND
			10 ¹	UND	19.3	UND	UND	21.8	UND				10 ¹	UND	19.9	UND	UND	22.5	UND
			10 ²	UND	19.7	UND	UND	22.5	UND				10 ²	UND	20.4	UND	UND	22.3	UND
分与株	O174	2b/2c	10 ⁰	UND	18.4	UND	UND	19.8	UND	越谷市株	OUT	2	10 ⁰	UND	20.4	UND	UND	22.7	UND
			10 ¹	UND	18.2	UND	UND	19.9	UND				10 ¹	UND	20.4	UND	UND	22.9	UND
			10 ²	UND	18.4	UND	UND	19.3	UND				10 ²	UND	20.6	UND	UND	22.6	UND
	O73	2d	10 ⁰	UND	19.8	UND	UND	20.8	UND		OUT	2	10 ⁰	UND	19.1	UND	UND	20.9	UND
			10 ¹	UND	19.5	UND	UND	21.0	UND				10 ¹	UND	19.0	UND	UND	21.0	UND
			10 ²	UND	19.7	UND	UND	21.2	UND				10 ²	UND	19.0	UND	UND	21.1	UND
	O139	2e	10 ⁰	UND	20.4	UND	UND	21.2	UND		OUT	2	10 ⁰	UND	19.7	UND	UND	20.9	UND
			10 ¹	UND	20.4	UND	UND	21.9	UND				10 ¹	UND	19.6	UND	UND	20.7	UND
			10 ²	UND	20.3	UND	UND	22.0	UND				10 ²	UND	19.3	UND	UND	21.0	UND
	O128	2f	10 ⁰	UND	UND	18	UND	31.0	19.7		OUT	—	10 ⁰	UND	UND	UND	UND	UND	UND
			10 ¹	UND	UND	18.8	UND	UND	19.5				10 ¹	UND	UND	UND	UND	UND	UND
			10 ²	UND	UND	18.7	UND	UND	19.5				10 ²	UND	UND	UND	UND	UND	UND
分与株	O2	2g	10 ⁰	UND	19.9	UND	UND	21.6	UND	越谷市株	OUT	—	10 ⁰	UND	UND	UND	UND	UND	UND
			10 ¹	UND	19.9	UND	UND	20.4	UND				10 ¹	UND	UND	UND	UND	UND	UND
			10 ²	UND	20.0	UND	UND	21.5	UND				10 ²	UND	UND	UND	UND	UND	UND

過去の調査研究等

2022 年度(令和 4 年度)

丸山裕太¹，田村彩¹，大坂郁恵²，高橋邦彦¹，
藤田和昭¹ ¹越谷市衛生試験所，²埼玉県衛生研
究所：

微量のマグノフロリンが検出された「いわゆる健康
食品」の検査について，令和 4 年度地方衛生研
究所全国協議会関東甲信静支部第 35 回理化学研
究部会総会・研究会・誌上発表(Web開催)，
2023 年 2 月。

2021 年度(令和3年度)

田村彩，大門拓実，丸山裕太，高橋邦彦，藤田和
昭：
二酸化硫黄の基準超過事例について，第 58 回
全国衛生化学技術協議会・誌上発表 (We b 開
催)，2022 年 11 月。

2020 年度(令和2年度)

大門拓実，立岡秀，高橋邦彦，濱田佳子：
三層分離抽出を利用した食肉および水産物中の
動物用医薬品迅速一斉分析法の検討，食品衛生
学雑誌，61,95-102(2020)。

坂田恭平，清水加奈子，古井悠賀，田村彩，大門
拓実，戸川洋子，濱田佳子：
越谷市保健所衛生検査課における新型コロナウイ
ルス感染症の検査結果の考察，第 22 回埼玉県健
康福祉発表会抄録・誌上発表(埼玉県)，2021 年
3 月。

2019 年度(令和元年度)

大門拓実，齋藤恭子，高橋邦彦，濱田佳子：
LC-MS/MS を用いた食品中のサイクラミン酸迅
速分析法の妥当性確認，食品衛生学雑誌，
60(3)，68-72(2019)。

千葉雄介^{1,2}，坂田恭平¹，古井悠賀¹，田村彩¹，
濱田佳子¹，高橋邦彦¹ ¹越谷市衛生試験所
²埼玉県衛生研究所: Multiplex Loop-
Mediated Isothermal Amplification 法によ
る *Campylobacter jejuni/coli* の鑑別法の開
発，日本食品微生物学会雑誌，36(1)，47-52
(2019)。

坂田恭平，古井悠賀，田村彩，大門拓実，戸川洋子，
濱田佳子：
食品の大腸菌群検査における完全試験用乳糖ブ
イヨン発酵管の組成について，平成 31 年度食品
衛生監視員等研修会抄録・口頭発表(埼玉県)，
2019 年 6 月。

大門拓実，立岡秀，高橋邦彦，濱田佳子：
三層分離抽出を利用した畜水産物中の動物用
医薬品迅速一斉分析法の検討，日本食品衛生学
会第 115 回学術講演抄録・ポスター発表(東京
都)，2019 年 10 月。

田中萌子¹，大門拓実²，竹内翔太¹，村田勇¹，井
上裕¹，金本郁男¹
¹城西大学薬学部 ²越谷市保健所衛生検査課：
六君子湯含有成分とその代謝物の食欲および悪
心嘔吐に対する作用と薬物動態学的特徴づけ，第
29 回日本医療薬学会年会抄録・ポスター発表
(福岡県)，2019 年 11 月。

石井里枝¹，山元 梨津子¹，大坂 郁恵¹，吉田 栄
充¹，井上 裕子²，大門 拓実³，高橋 京子⁴，近
藤 貴英⁵，笹本 剛生⁶ ¹埼玉県衛生研究所，
²埼玉県春日部保健所，³越谷市衛生試験所，⁴横
浜市衛生研究所，⁵さいたま市健康科学研究セン
ター，⁶東京都健康安全研究センター：
電子天びんの内部校正及び不確かさ算出の検
討，第 56 回全国衛生化学技術協議会年会抄録・
ポスター発表(広島県)，2019 年 11 月。

吉田 栄充¹，山元 梨津子¹，大坂 郁恵¹，井上
裕子²，大門 拓実³，高橋 京子⁴，近藤 貴英⁵，
笹本 剛生⁶，石井里枝¹ ¹埼玉県衛生研究所，
²埼玉県春日部保健所，³越谷市衛生試験所，⁴横
浜市衛生研究所，⁵さいたま市健康科学研究セン
ター，⁶東京都健康安全研究センター：
ボトムアップ方式を用いた放射性セシウム検査に
おける不確かさの推定，第 56 回全国衛生化学技
術協議会年会抄録・ポスター発表(広島県)，
2019 年 11 月。

大坂 郁恵¹，山元 梨津子¹，井上 裕子²，吉田
栄充¹，大門 拓実³，高橋 京子⁴，近藤 貴英⁵，
笹本 剛生⁶，石井里枝¹ ¹埼玉県衛生研究所，
²埼玉県春日部保健所，³越谷市衛生試験所，⁴横
浜市衛生研究所，⁵さいたま市健康科学研究セン
ター，⁶東京都健康安全研究センター：
トップダウン方式による不確かさ算出方法の検討，
第 56 回全国衛生化学技術協議会年会抄録・ポ
スター発表(広島県)，2019 年 11 月。

坂田恭平¹，千葉雄介²，古井悠賀¹，田村彩¹，濱
田佳子¹，高橋邦彦¹
¹越谷市衛生試験所 ²埼玉県衛生研究所：
Multiplex LAMP 法を用いた
Campylobacter jejuni/coli の鑑別方法の検
討と食品検体への応用，第 40 回日本食品微生物

学会学術総会講演要旨集(71)・口頭発表(埼玉県), 2019 年 11 月.

田村彩, 坂田恭平, 戸川洋子, 濱田佳子:
大腸菌の O 抗原合成遺伝子検査法の導入の検討, 第 21 回埼玉県健康福祉発表会抄録・口頭発表(埼玉県), 2020 年 1 月.

大門拓実(研究協力者):
食品衛生検査を実施する試験所における品質保証システムに関する研究, 令和元年度厚生労働科学研究費補助金研究, 食品の安全確保推進研究事業.

2018 年度(平成 30 年度)

坂田恭平, 千葉雄介*, 古井悠賀, 田村彩, 濱田佳子, 高橋邦彦 *埼玉県衛生研究所:
Multiplex LAMP 法を用いた
Campylobacter jejuni/coli の鑑別方法の検討と食品検体への応用, 平成 30 年度食品衛生監視員等研修会抄録・口頭発表(埼玉県), 2018 年 6 月.

大門拓実, 古井悠賀, 齋藤恭子, 長浜善行, 高橋邦彦, 濱田佳子 *埼玉県衛生研究所: LC-MS/MS を用いた農産物中の残留農薬一斉分析法の妥当性評価, 第 55 回全国衛生化学技術協議会年会抄録・ポスター発表(神奈川県), 2018 年 11 月.

山田龍之介*, 大門拓実, 清水翔太*, 藤真由美*, 村田勇*, 井上裕*, 金本郁男* *城西大学薬学部:デュロキセチン坐剤の調製とバイオアベイラビリティの評価, 第 28 回日本医療薬学会年会抄録・ポスター発表(兵庫県), 2018 年 11 月.

古井悠賀, 田村彩, 坂田恭平, 大門拓実, 戸川洋子, 高橋邦彦, 濱田佳子: 下痢原性大腸菌検査におけるマルチプレックスPCR法の導入について, 第 20 回埼玉県健康福祉発表会抄録・口頭発表(埼玉県), 2019 年 2 月.

坂田恭平, 古井悠賀, 田村彩, 大門拓実, 戸川洋子, 濱田佳子: 組成の異なる完全試験用乳糖ブイヨン発酵管の比較, 第 31 回地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部細菌研究会抄録・口頭発表(千葉県), 2019 年 2 月.
齋藤恭子, 坂田恭平, 大門拓実, 高橋邦彦, 濱田佳子: LC-MS/MS による食品中のサイクラミン酸分析法の妥当性評価, 地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部第 31 回理化学研究部会抄録・口頭発表(静岡県), 2019 年 2 月.

大門拓実(研究協力者):食品衛生検査を実施する試験所における品質保証システムに関する研究, 平成 30 年度厚生労働科学研究費補助金研究, 食品の安全確保推進研究事業.

2017 年度(平成 29 年度)

坂田恭平, 千葉雄介*, 古井悠賀, 田村彩, 高橋邦彦 *埼玉県衛生研究所:Multiplex LAMP 法を用いた Campylobacter jejuni/coli の鑑別方法の検討,第 30 回地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部細菌研究会抄録・口頭発表(長野県), 2018 年 2 月.

長浜善行, 大門拓実, 齋藤恭子, 高橋邦彦:越谷市におけるミネラルウォーター類の臭素酸等陰イオン物質の実態調査について,第 19 回埼玉県健康福祉発表会抄録・口頭発表(埼玉県), 2018 年 1 月.

田村彩, 坂田恭平, 古井悠賀, 高橋邦彦:長時間加圧培地を用いた腸管出血性大腸菌の迅速H型別法の検証,第 19 回埼玉県健康福祉発表会抄録・口頭発表(埼玉県), 2018 年 1 月.

大門拓実, 齋藤恭子, 長浜善行, 高橋邦彦:LC-MS/MS による農産物中の残留農薬一斉分析法の妥当性評価,平成 29 年度食品衛生監視員等研修会抄録・口頭発表(埼玉県), 2017 年 6 月.

大門拓実(研究協力者):食品衛生検査を実施する試験所における品質保証システムに関する研究, 平成 29 年度厚生労働科学研究費補助金研究, 食品の安全確保推進研究事業.

坂田恭平(研究協力者):地方衛生研究所における病原体サーベイランスの評価と改善, 平成 29 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金研究, 新興・再興感染症及び予防接種他政策推進研究事業.

2016 年度(平成 28 年度)

本庄雅弘, 上口卓志, 坂田恭平, 千葉雄介, 高橋邦彦, 木下正保:合鴨の食中毒起因菌保菌状況及び食鳥処理場の微生物汚染状況調査, 平成 28 年度 1 県 2 市食肉衛生技術研修会抄録・口頭発表(埼玉県), 2017 年 2 月.

長浜善行, 大門拓実, 高橋邦彦:越谷市における FPD-GC による有機リン系農薬一斉分析法の妥当性評価について,第 18 回埼玉県健康福祉発表会抄録・口頭発表(埼玉県), 2017 年 1 月.

古井悠賀, 千葉雄介, 田村彩, 坂田恭平, 高橋邦彦:収去検査における腸炎ビブリオ類似菌の検出事例について, 第 18 回埼玉県健康福祉発表会抄録・口頭発表(埼玉県), 2017 年 1 月.

大門拓実, 長浜善行, 高橋邦彦:LC-MS/MS を用いた農作物中の残留農薬一斉分析法の検討, 第 18 回埼玉県健康福祉発表会抄録・口頭発表(埼玉県), 2017 年 1 月.

千葉雄介, 古井悠賀, 田村彩, 坂田恭平, 高橋邦彦:ベアード・パーカー寒天培地の製品間における性能差の検討, 第 37 回日本食品微生物学会学術総会講演要旨集・ポスター発表(東京都), 2016 年 9 月.

坂田恭平(研究協力者):地方衛生研究所における病原体サーベイランスの評価と改善, 平成 28 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金研究.

2015 年度(平成 27 年度)

坂田恭平, 古井悠賀, 大門拓実, 齋藤恭子, 千葉雄介, 長浜善行, 高橋邦彦:越谷市保健所衛生検査課の立上げについて, 第 17 回埼玉県健康福祉発表会抄録・口頭発表(埼玉県), 2016 年 2 月.

大門拓実, 齋藤恭子, 長浜善行, 高橋邦彦:LC-MS/MS を用いた動物用医薬品一斉分析法の妥当性評価, 第 17 回埼玉県健康福祉発表会抄録・口頭発表(埼玉県), 2016 年 2 月.

5 所有整備・学会参加等

(1) 主要備品整備状況

主要備品（50 万円以上、リース含む）

令和 6 年(2024 年)3月 31 日現在

機器名	メーカー・規格	台数
リアルタイム PCR	ライフテクノロジーズジャパン QuantStudio 5	2
DNA シーケンサー	アプライドバイオシステムズ SeqStudio Genetic Analyzer	1
サーマルサイクラー	アプライドバイオシステムズ ProFlex	1
サーマルサイクラー	アプライドバイオシステムズ Verti	1
ゲル撮影装置	BIORAD GelDoc Goイメージング	1
位相差顕微鏡	オリンパス BX-43	1
蛍光顕微鏡	オリンパス BX-53	1
光学顕微鏡	オリンパス BX-43	1
マイクロプレートリーダー	テカン Sunrise	1
リアルタイム濁度測定装置	栄研化学 Loopamp	1
細菌検査用ホモジナイザー	エスエムテ- HF93	1
高圧蒸気滅菌器	平山製作所 HVN-50LB、HVN-85LB	5
安全キャビネット	エアテック BHC-1007iiA2S	4
シリンダーキャビネット	大陽エンジニアリング C.C.campus Model-2	1
ドラフトチャンバー	ダルトン DFC14-KC18-A、DFC11-AA18-HAO	2
超低温槽	日本フリーザー VT-208、CLN-52UWD2	2
冷凍冷蔵庫	日本フリーザー NDFR-700EC	3
冷凍冷蔵庫	日本フリーザー KGT-4010HC	1
冷凍冷蔵庫	パナソニックヘルスケア MPR-215F-PJ	2
液体クロマトグラフ タンデム型質量分析計	エービーサイエックス QTRAP triple Quad 5500+/ ExionLC	1
ガスクロマトグラフ タンデム型質量分析計	アジレントテクノロジー 7010B/8890	1
高速液体クロマトグラフ	島津製作所 NEXERA X2	1
分光光度計	島津製作所 UV-2700	1
水蒸気蒸留装置	宮本理研工業 AFR-4DX	1
減圧濃縮装置一式	BUCHI V-850 他	2
顕微鏡デジタルカメラ撮影装置	ニコン DS-L3	1
超高速遠心機	久保田製作所 6000	1
卓上遠心機	トミー精工 LC-230	1
冷却遠心器	日立 CF16RN	1
定温乾燥機	アドバンテック DRG-400AA	2
電子天秤	ザルトリウス SECURA A224-1S	1
超純水製造装置	ミリポア Milli-Q Direct8	1
純水製造装置	ピュアライトPR-0015α-X01	1
ELISA システム	Dynax Technologies DS2	1
次世代シーケンサー	Oxford Nanopore Technologies MinION Mk1C	1
自動核酸抽出装置	QIAcube Connect System	1

(2) 学会、研修会及び会議等

衛生検査における知識・技術推進のため、全国の地方衛生研究所で構成されている地方衛生研究所全国協議会に参加し、各分野の研究会にて情報収集及び提供を行った。

また、その他各種学会等にも参加した。

	名称	開催日	開催場所
1	第 97 回日本感染症学会総会・学術講演会、第 71 回日本化学療法学会学術集会 合同学会	4/28-4/30	神奈川県
2	地方衛生研究所全国協議会臨時総会	6/2	Web 開催
3	第 29 回日本食品化学学会総会学術大会	6/8-6/9	富山県
4	衛生微生物技術協議会総会及び衛生微生物技術協議会第 43 回研究会	7/5-7/6	岐阜県
5	令和 5 年度地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部総会	7/7	Web 開催
6	レジオネラ・レファレンスセンター会議	7/20	Web 開催
7	第 14 回 FDSC 食品衛生精度管理セミナー	7/28	東京都
8	令和 5 年度「地域保健総合推進事業」第 1 回関東甲信静ブロック会議	9/5	Web 開催
9	第 44 回日本食品微生物学会学術総会	9/21-9/22	大阪府
10	地方衛生研究所全国協議会 第 37 回関東甲信静支部ウイルス研究部会	9/28-9/29	東京都
11	第 119 回日本食品衛生学会学術講演会	10/12-10/13	東京都
12	令和 5 年度新興再興感染症技術研修会	10/12-10/18	東京都
13	令和 5 年度地域保健総合推進事業に係る関東甲信静ブロック専門家会議	10/17	Web 開催
14	令和 5 年度市立衛生研究所・衛生試験所連絡協議会総会	10/30	茨城県
15	令和 5 年度「地域保健総合推進事業」全国疫学ネットワーク構築会議	10/10-10/31	Web 開催
16	第 82 回日本公衆衛生学会総会	10/31-11/2	茨城県
17	第 60 回全国衛生化学技術協議会年会	11/9-11/10	福島県
18	第 46 回農薬残留分析研究会	11/13-11/14	長野県
19	令和 5 年度地方衛生研究所全国協議会近畿支部自然毒部会研究発表会	11/24	Web 開催
20	アデノウイルスレファレンスセンター会議	12/21	Web 開催
21	地衛研 Web Mini セミナー(第3回)	1/11	Web 開催
22	アニサキスを中心とした寄生虫性食中毒研修会	1/12	Web 開催
23	令和 5 年度地方衛生研究所全国協議会理化学部会 衛生理化学分野研修会	1/23	Web 開催
24	第 35 回地方衛生全国協議会関東甲信静支部細菌研究部会 総会・研究会	2/8-2/9	群馬県
25	令和 5 年度地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部 第 36 回理化学研究部会	2/9	静岡県
26	第 35 回日本臨床微生物学会総会・学術総会	2/9-2/11	神奈川県

令和6年度版 事業概要

発行 越谷市保健所

〒343-0023

埼玉県越谷市東越谷十丁目3 1 番地

電話 (048) 973-7530

FAX (048) 973-7534